

令和元年第4回東大和市議会定例会会議録第27号

令和元年12月4日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部副参事	星野宏徳君
行政管理課長	木村西君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
文書課長	下村和郎君	情報管理課長	山田茂人君

職員課長 矢吹 勇一 君  
健康課長 志村 明子 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
学校教育部 副参事 吉岡 琢真 君

生活福祉課長 川田 貴之 君  
環境課長 宮鍋 和志 君  
下水道課長 廣瀬 裕 君  
社会教育課長 高田 匡章 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。令和元年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、東大和市における台風の対応についてお伺いをいたします。

①といたしまして、東大和市内における令和元年の台風の被害状況と今後の課題、取り組みについてお伺いをいたします。

次、2番といたしまして、歯科口腔保健についてお伺いをいたします。

①といたしまして、口腔の健康の保持、増進の現状を踏まえ、今後の取り組みについて。

②といたしまして、歯科疾患の予防の現状を踏まえ、今後の取り組みについて。

③といたしまして、生活の質の向上に向けた口腔機能の維持、向上の今後の取り組みについて。

④といたしまして、定期的に歯科健診や治療を受けることが困難な方への歯科口腔保健への今後の取り組みについて。

⑤といたしまして、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備への今後の取り組みについてを、お伺いをさせていただきます。

以上です。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、令和元年の台風による市内の被害状況、今後の課題及び取り組みについてであります。被害状況につきましては9月8日に接近した台風15号では、主に暴風雨による屋根の破損等の建物被害が、公共施設等を含め15件、倒木9件であります。10月12日に関東に上陸した台風19号では、床下浸水1件、土砂崩れ1カ所、土砂流出2カ所、倒木1カ所、道路冠水17カ所、奈良橋川溢水4カ所のほか、公共施設等に被害がありました。防災体制の見直し、市民に対する避難情報の周知、避難所の円滑な開設と受け入れ、初動・応急体制のあり方などを課題として取り組んでまいります。

次に、口腔の健康の保持、増進の現状を踏まえての今後の取り組みについてであります。市では乳幼児健診、成人歯科健診などの健診事業及び虫歯予防教室などの健康教育により歯科保健事業を行っております。歯

と口腔の健康は心身の健康にも大きく影響し、また生活する上で基礎的かつ重要な役割を果たしていると認識しております。今後は乳幼児の虫歯の有病率の低減や成人歯科健診の受診者数の向上を目指し、市民の皆様の口腔の健康の保持、増進に向けて、歯科医師会など関係機関と連携を図りながら、引き続き歯科保健事業に適切に取り組んでまいります。

次に、歯科疾患の予防への現状を踏まえての今後の取り組みについてであります。歯科疾患の予防には口腔ケアとかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診が重要であることから、市では乳幼児を対象とした歯科保健事業において、保護者の方へ歯磨き指導等を歯科衛生士が行っております。今後は市民の皆様に、乳幼児期の早い段階から定期的に歯科健診や口腔ケアの指導を受け、歯科疾患を予防していただくため、かかりつけ歯科医を持つことの重要性の周知と啓発を、歯科医師会など関係機関と連携を図りながら、引き続き取り組んでまいります。

次に、生活の質の向上に向けた口腔機能の維持、向上の今後の取り組みについてであります。市では市民の皆様を対象に口腔の健康は全身の健康にも大きく影響し、特に口腔機能の維持は、食など生活の質の向上において重要であることについて、歯周病予防講演会及び摂食嚥下講演会を実施し、啓発に努めております。今後も引き続き歯科医師会を初め関係機関と連携を図りながら、口腔機能の維持が生活の質の維持及び向上に大変重要であることの啓発に取り組んでまいります。

次に、定期的に歯科健診や治療を受けることが困難な方への歯科口腔保健への今後の取り組みについてであります。市では歯科医療連携推進事業を歯科医師会の協力を得て実施し、要介護の高齢者の方や障害のある方のうち、地域にかかりつけ歯科医を持たず、通院が困難な方へ訪問歯科診療の紹介を行っております。今後も必要な方が訪問歯科診療により、定期的に健診や治療が受けられるよう、市報、市公式ホームページを初め、無料歯科相談などさまざまなイベントの機会を活用し、事業の周知を図ってまいります。

次に、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備への今後の取り組みについてであります。歯と口腔の健康を保ち、その機能を維持していくことは、健康でいつまでも質の高い生活を続けるために大変重要であると認識しております。今後は乳幼児期や高齢期など、各年代に応じた歯科保健事業を引き続き実施するとともに、歯科医師会など関係機関と横断的な連携による関連事業のさらなる効果的な実施の検討などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず東大和市の台風の対応ということで、幾つかお伺いをさせていただければと思います。

ことしの台風発生における東大和市の対応として、過去の教訓を踏まえ、東大和市、また職員の皆様、消防署、消防団、関係団体が多様に協力をしていただき、被害を最小限に食いとめるための取り組みに対しては、防災力の向上、また減災対策に日ごろから努めていただいたこと、また当日も含めてですね、心から敬意を表するものでございます。その中で防災体制の見直し、市民に対する避難情報の周知、避難所の円滑な開設と受け入れ、初動・応急体制のあり方など、課題としてより詳細な内容を伺いながら、今後の取り組みについてを幾つか確認をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず令和元年に発生した台風における東大和市における対応について、避難所開設における対応の実態の詳細と見えた課題、今後の取り組みについて少し教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） ことし発生した台風に対する対応でございますけれども、9月の台風15号では大雨による土砂災害の対応としまして、土砂災害の懸念がある市内北側において、奈良橋市民センターと狭山公民館の2カ所で自主避難所を開設いたしまして、結果の避難者数につきましては13人でございます。

それから、台風10号につきましては、過去最大級の勢力で上陸するという気象情報等からですね、台風が上陸する前日に、奈良橋市民センターと狭山公民館に、さらに南街市民センターを加えまして、市内南側にも自主避難所を開設することとし、その後の状況で避難所の増設を判断することといたしました。その結果、台風が上陸した当日の午後、全管理職と夜間、休日等に出動する初動要員等に招集をかけまして、警戒体制の強化と避難所開設を進めたところでございます。

避難所につきましては、中学校区に避難所を増設するというので、それで市内全域をカバーすることといたしまして、中学校4校、二中、三中、四中、五中ですが、ここを新たに避難所として開設いたしまして、最終的に避難所につきましては、避難者数が総数で261名、避難された方がいらっしゃいました。

見えた課題ということでございますけれども、避難所の開設及び運営が基本的に地震災害を前提に考えられているものということで、地震の場合は地震が終息してから避難所の開設が行われますけれども、台風豪雨の場合につきましては、風水害が発生する前から発生中の段階で避難所の開設が行われるため、これに適切に対応する初動・応急体制ですとか避難情報の周知方法、それから避難所の円滑な開設と受け入れなどにつきまして、改めて検討して取り組んでいる必要があるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あわせて台風における避難指示が、警戒レベルに応じて市民に対して発せられましたが、後日のこの検証の中で見えた課題、今後の取り組みについての詳細を少し教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 警戒レベルにつきましては、平成31年3月に避難勧告に関するガイドラインが改定されまして、住民みずからの判断で避難行動をとるのが方針ということが示されまして、これにより市民の皆さんがとるべき行動が直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを用いて防災情報が提供されることになったものでございます。

警戒レベルの段階につきましては、気象庁が発表する防災気象情報に対応する市町村対応や、それから住民がとるべき行動がおおむね示されておりまして、これに沿って今回警戒レベルを発令したわけですが、実際には大きい河川等ある地域ですとかない地域とか、それぞれ状況が違うということなんで、警戒レベルの発生のタイミングも当然変わりますし、その意味で東大和市の状況、実情に合わせた警戒レベルの発令を検討すべきだと、実際にやってみて感じるところでございます。

また台風19号では、避難所、7カ所を開設いたしましたが、近くの施設を避難所として開設してほしいといった要望も複数承っております。そんなことで、その辺の避難所の場所ですね、警戒レベルにより開設する避難所の数や場所も変える必要があると思われまますので、このあたりも課題として今後取り組む必要があると考えるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今御答弁いただきましたとおり、事前に避難所ですね、自主避難所として開設するに当たり、これだけ大きいというのが久しぶりのことだったものですから、なかなか住民の方に、特に避難情報に関しての部分で、今

御答弁もありましたが、大きい河川がある部分とない部分というところの差がやはりあった中で、どうしたらいいんでしょうかねということの御相談が、まあ役所にも多分たくさんあったと思うんですけど、我々のほうにも実はたくさんありまして、例えば避難行動の要支援者の方たちが、特に自主避難所に行って行動するというのが、やはり対応がなかなかできないってこともありますし、それから特に無線で、防災無線のほうでたくさんあのときは警戒が流れてましたので、ありがたいことはもちろんありがたいんですが、当然不安で怖くなってる方も当然いらっしゃる中で、自分がどういう対応をしていいんだかということが、地域住民としてもなかなかこれからやっていく必要があるなということを感じたときの、この警戒だったなというふうに思っています。

その後、これがあった以降ですね、私の関係してる地域の自治会もですね、やっぱり自分たちで席を設けて、このときはどうしたらいいんだということを改めて話し合いをして、やっぱり自分たち、地域、地域ごとに対応のやっぱりあれが違いますんで、自分たちの地域ではどうしたらいいんだということを全体で考えることも大事なんですけど、改めて知って、皆さんで情報共有して、何をしたいんだかということを考えさしていただけの機会も得られて、この機会を大事にしたいなというふうに思っておりますが、今お話ありましたとおり、やっぱり大きい河川がある地域と、その警戒レベルの発令のタイミング等、やっぱり検討する必要があるなということを感じておりますので、今お話いただきましたとおり、その対応していただきたいことと、それからやはり場所によっては避難所の開設の部分で、新たにここを設けてほしいということの話もあると思いますんで、一つ一つ課題が見えてる部分が共通してますので、今後これは引き続き、改めて取り組みをやっていただきますようお願いさせていただければというふうに思います。

また避難所への避難に対してですね、住んでる地域によって、先ほど言いましたように対応が分かれると思いますが、防災行政無線等の情報伝達により、東大和市民自身が自己判断を求められることが多い中で、その判断基準となる事前の市民への情報周知は十分であったのかなということは、当然課題になってくると思うんですが、今後の取り組みについて詳細を今、考えられていることがあれば教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほど申し上げました避難勧告のガイドラインでは、みずからの命はみずから守る意識を持ち、みずからの判断で避難行動するとの方針が示されているわけですが、発せられた警戒レベルに対してどう判断すればいいのか、迷われた市民の皆さんが多かったのではないかと、本当に私どもとしても感じております。

ハザードマップにつきましても、十分、各御家庭に行き渡っていると言いがたいという状況で、市民の皆様への事前の情報周知は十分だったとは考えているところではございません。事前の周知のかなめとなりますハザードマップにつきましても、ことしの3月に土砂災害警戒区域等が指定されましたことや、あと今月の恐らく中旬ごろと言われてますけれども、東京都の都市型水害対策連絡会におきまして、この市内に流れています空堀川や奈良橋川を含んだ河川の新たな浸水予想区域図の公表が予定されておきまして、これを受けてですね、これを盛り込んだ形で浸水または土砂の関係の災害ハザードマップの作成を今鋭意進めてるところでございます。できれば年度内中に作成をし、配布についてはもしかしたら来年度になるかもしれませんが、これらの活用により今後周知に取り組んでまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ハザードマップ等も十分家庭に行き渡っているわけではなくということの話もありましたが、多分、今ちよ

うど忘年会シーズンで、いろんな自治会だとか団体がやってる中で、このハザードマップとか防災安全課にある資料が、よく入り口に最近、置いてあることが多くて、恐らく多分、各団体さん行かれて、くれくれっていう要望が多いんじゃないかなと思うんですね、ここ最近。恐らく忘年会、新年会にかけて、人が集まる機会を通じて、自治会さんとかも多分恐らくそういう情報を通じて、必ずそのお話をしてる機会を皆さん設けていただいているので。皆さん持つての方がやっぱ少なくて、初めて見たという方もたくさんいらっしやっただので、このあたりの周知をやっぱり改めてどうしたらいいかを含めてですね、人が集まる機会が年末年始ありますので、そのあたりも少し利用していただいてやっていただければなというふうに思いますので、ぜひこちらの周知、特に大事だと思いますので入り口として、引き続きお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

また、ことしの台風の経験を通じて今いろいろお話ありましたが、自治会さんや住民自身が日ごろから行っていただきたい対応についてですね、市としては改めてですが、どのように考えるか、また自治会の皆さんにお願いしたい部分を含めて、結局、最終的には各団体で防災の集まりをしたときに、やっぱり自分たちがどうしたらいいんだということを最終的には突き詰めていくような方向になってますので、そのあたり市として強くこれからの災害に向けて、住民皆さんにやっていただきたいことを含めて、強いお願ひがあるようであれば少し教えていただければと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） ことしの台風の経験を通じて、特に強く感じた部分ということでございますが、基本はやはり自治会の皆様方や住民お一人お一人に、自助、共助、公助のうちの自助と共助につきまして御理解いただいて、実際に適切に行動に移していただけるようにということで、日ごろから意識した上で、そういう家庭の中ですとか、あるいは地域の自治会の中での集まりの際に、話題にさせていただきたいなというふうには思っております。

もう少し具体的な話といたしましては、自治会の関係で申し上げますと、市としてはそういう機会の提供ということで、地域の自治会の御協力、御参加いただいて、DIG・HUGの実際に訓練ということで、機会とか設けさせていただいております。自治会や住民の皆様方には、特に隣近所の呼びかけ、安否も含めて、いざというときに高齢者の方や障害者の方など、防災上、特に配慮を要する方への避難の支援を御協力いただきたいなと考えております。

また、やはり大切なのは平時から、避難する際に実際に御自身が避難所で必要となるもの、例えば常備薬ですとか、そういうものは、いざというときにすぐ持ち出せるようにしていただきたいということもございまして、あとは避難所の場所の確認でございます。

また、被害を最小限に抑えるための自衛策として、御自宅の周りの点検、そういうことも大切だと思いますし、また市報等さまざまな機会に簡易な水防ということで、御自宅でする処置ということも御案内しておりますので、参考にさせていただきたいなと思っております。

また、今回の台風からも、災害時のときには必ずしも十分適切な情報が手に入るとは限りませんので、さまざまな状況の中で、例えばこれだけの風、暴風が強いにもかかわらず、防災行政無線が何か聞こえないなというようなことを感じたときには、ぜひ、もしかしたら放送があったかもしれないということで、自動音声サービスもございまして、あるいは市のホームページやツイッターなど、ほかの媒体でも情報提供に努めておりますので、実際に御自身で情報をとりにいくといいますか、入手していくということを意識して行動していただきたいなと思います。

それによりまして、やはり自分の命、あるいは家族の命はみずから守るという自助の姿勢というものが定着してまいりますし、それが災害時には、やはり一番大変重要なことなんだと思います。また、それは地域という団体を見た場合には、自治会等の共助の姿勢にもつながってきますので、一番大切なのはやはり自助、共助の部分を意識して、適切に平時から訓練といいますか、意識を持って行動していただきたいなということ、また市としてはそれを御支援できるように、さまざまな情報を適切に提供できるように、また避難所の運営等も適切にできるように今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今部長から、るるお話ありましたが、確かにそのとおりですね。今、幾つか、これからまた地域の皆さんにおろしていきたいような話も幾つかいただいたので、本当にありがたいなと思います。

まず自助が大事で、自分自身の身は自分で守ることが非常に大事だということよくわかります。特に電気、水道、例えばガス、これ修復するまで自営でどうするかということも、個々に皆さん考えていただく教材として必要なというふうに思います。

例えば雨水浸透ますの設置を各家庭していただければ、市としては補助金を出してるということは十分にあって、たまたまうちのほうは高い地域なので、水に対する意識が非常に高く、井戸だ何だっていうことから始まり、今は各家庭に雨水浸透ますをつけた場合、自治会でつけるスタッフ、皆さんで用意してつけて歩くようなこともさしていただいたりだとか、それから自治会がお願いをして、大きなお宅の庭にそういったものを設置するときに協力させていただく。それから、ひとり暮らしのお宅も、65歳以上が50%を超えてる地域が1つありますので、そういうところでは、さっき言った自主防災の例えばそういう高齢者関係のですね、自分たちで用意できるもの、またできないものに関しても調べて協力してあげるなど、いろんな教材が確かにあるなというふうに思います。

今お話ありましたとおり、自分の命は自分が守るという中で、できるところはどこまでなのかということ、地域、さまざま協力していくことが大事だなということを改めて感じました。昔から向こう三軒両隣の関係をつくっていくということも、改めて今回感じたなというふうに思っておりますので、こういうやりとりがあったことも、地域にはおろして行って、改めて防災に関して考えさせる機会をつくってきたいなというふうに思っておりますので、担当のほうでもし、いろいろ依頼が多分あると思いますので、これからはぜひ協力を各自治会含めてしていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後1点だけ、土砂災害の特別警戒区域に該当する地域の方々から、今後の対応についてさまざまな要望をいただいております。住民からの要望の詳細と現状の問題点、また今後考えられる取り組みについて、どのように把握されてるかを教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の地域でございます。東京都が以前に主催した説明会におきまして、指定されたことにより資産価値が下がるといった懸念が、それで対策工事を実施してほしいといった要望があったのは認識しております。そもそもの根拠法になっております土砂災害防止法につきましては、土砂災害のおそれのある箇所を明確にし、住宅等の新規立地の抑制や、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進することを目的とするということで、ハード対策を推進するものではないということなので、なかなかそのハード関係ですね、対策が進まないというのが問題であるというふうに認識して



ございます。

ということで今後の取り組みといたしましては、まずはその法の趣旨にのっとりまして、地域防災計画への掲載や、ハザードマップの作成などのソフト対策による警戒避難体制の整備を推進してまいりまして、あと周知にも努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今お話ありましたとおり東京都のほうですね、主催でこちらの土砂災害警戒区域に関する説明会が中央公民館であったかなというふうに思います。それ該当してる地域が当然幾つかあったんですが、その地域の皆さんにとっては非常に衝撃的な内容だったなというふうに思っています。それ以降、非常に質問等いただく機会が多くて、今参事からお話ありましたとおり、資産価値が下がるだろうとか、どう対応してくれるんだみたいな話は、多分同じような話だと思うんですね。

今のところ希望されてるのは、そういったことも含めて、恐らくその地域ごとの説明会をしてほしいということがあったと思うんですけども、市ではなかなか、もし厳しい部分が当然あるので——と思いますので、東京都のほうに少し地域として要望が上がっているのを検討いただきたいということを、少しちょっとお伝えしといていただけないかなということだけ、ちょっとお伝えをしていただければというふうに思います。

特にこの地域、高齢の方も非常に多い地域ですので、この公表だけされたんですが、その後の対応がなかなか不安が大きいものですから、まずは都の主催で説明をしていただけるように、少し促していただきたいということを、ちょっと要望だけさしていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

台風の関係は、これで終わりたいと思いますが、災害は予想したどおりに起きないと、過去の災害の際に幾度となく学んできたことであり、その都度、課題を見つけ対応に取り組んでいただいたことは、本当にありがたいというふうに思っております。防災の基本は、まずみずからの命はみずからで守る自助、自分たちのまちは自分たちで守る共助、そして最終的には公助、この3つの歯車がかみ合ってこそ、助けられる命が初めてあるというふうに思っております。

東大和市として公の責任を十分に果たしながらも、市民の皆様の自助、共助をさらに促す取り組みを進めていただき、また協力にしましては、協力を重ねてしていただきまして、市民のさらなる防災力の向上を進めていただきたく、これを要望さしていただきまして、2番の質問に移りたいと思います。

どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、歯科口腔保健ということで移らしていただきたいと思います。

これは次年度に向けてどのような取り組みをするかということで、市長のほうも多々、御答弁いただきました。ありがとうございます。

こちらでは歯科口腔保健の各課題のことについて伺い、今後、口腔に関する住民の健康格差の縮小ということをごだわっていただきまして、いかにこれに取り組んでいくことができるか、次年度への取り組みについて5つほど少し伺いさしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思いますというふうに思います。

まずは、東大和市における口腔の健康保持増進についての全般的な課題、それから次年度への取り組みについての詳細を少し教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 平成30年に公表されております厚生労働省の厚生科学審議会地域保健栄養部会により「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書の中の総括と同様に、当市におきましても乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などの各ライフステージごとの切れ目のない継続した効果的、効率的な取り組みの推進が、口腔の健康保持、増進には重要であると考えております。平成31年度から、成人歯科健診の拡充としまして、健診の対象に30歳、76歳、80歳、85歳を新たに加えております。次年度は、この拡充した部分について、周知方法、健診票、実施機関など、その内容を振り返り、さらに効果的、効率的な取り組みが進められるよう、検証、評価してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この口腔の健康保持増進の現状を踏まえ、今後の取り組みということでは、当然歯と口腔の健康は心身の健康にも大きく影響しているということは前から言われております。また生活をする上で基礎的かつ重要な役割を果たしているのは歯科口腔でございますので、今後も乳幼児の虫歯のあるない、また成人歯科健診、昨年度拡充ということになってきましたが、改めて歯科口腔の健康保持について、次年度以降も取り組んでいただきたいということを、お願いさしていただければというふうに思います。

それから、歯科疾患の予防に関しての現状値から、目標の具体的な数字と課題と取り組みについて、このあたりをどのように事前に捉えているか教えていただければと思います。特に虫歯とか、歯肉炎の炎症ですね、このあたり歯周病等を含めて教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 東京都福祉保健局の東京の歯科保健——東京都歯科保健医療関係資料集——令和元年10月発行のデータ、また東京都多摩立川保健所の北多摩西部保健医療圏保健医療福祉データ集、平成30年版のデータ及び健康課のデータから御説明させていただきますと、3歳児で齲歯のない者の割合は約90%で、国の平成34年度の目標値、90%に到達をしております。また12歳で齲歯のない者の割合につきましては約42.9%で、国の平成28年の直近実績値64.5%及び平成34年度の目標値65%に到達はしていません。また平成30年度歯周疾患健診の受診者のうち、40歳で進行した歯周炎を有する者の割合は約72%で、国の平成28年の直近実績値44.7%及び平成34年度の目標値25%には到達していません。また60歳で進行した歯周炎を有する者の割合は約66.7%で、国の平成28年の直近実績値62%及び平成34年度の目標値45%に到達のほうしていません。続いて、60歳で24歯以上、24本ですね——以上、自分の歯を有する者の割合は約90.2%で、国の平成34年度の目標値70%に到達をしております。

これらの各項目の数値におきまして、国の直近実績値に到達していない項目につきましても、経年的には改善傾向にありますことから、国の目標値により近づけることを目指していく必要があると考えております。そのため各年代において健診を引き続き継続していくとともに、口腔ケアなど日常のセルフケアについての啓発とともに、喫煙など生活習慣が成人期の歯肉炎、歯周病を引き起こす可能性もあることなどから、禁煙対策の推進の視点も含めて啓発していく取り組みについて、歯科医師会など関係機関と連携、協力して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

歯科疾患の予防ということで、こちらに関しては当然乳幼児を対象とした歯科保健事業がさまざま1年間であるとありますが、その中で保護者への指導ですね。特に繰り返し、この場でもお話ししていますが、小学校の

うちの虫歯は本当、親の責任だなというふうに思いますので、特に学校のほうでもですね、最近、学校のほうでも保健の関係で保護者への講演会が開かれておりましたが、そういったことをまた繰り返し実施をしていただきまして、教育委員会にもそちらをお願いしつつ、保護者の段階からかかりつけ医を持っていただくことの重要性をぜひ理解していただくなど、関係機関と連携をして市民の皆様へ周知を徹底して、来年度以降もしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3歳児で上下のかみ合わせの悪いといふかね、認められる部分と、60歳代のこのかみ合わせが悪い部分の増加についての課題と、今後の取り組みを少し教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 先ほどと同様に、東京都福祉保健局の東京の歯科保健——東京都歯科保健医療関係資料集——令和元年10月発行のデータ及び健康課のデータによりますと、当市におきましては、3歳児で不正咬合などが見られるものの割合は11.5%で、国の平成27年の直近実績値12.3%に達成しているものの、平成34年度の目標値10%には到達しておりません。

また60歳代でそしゃく良好者の割合につきまして、当市につきましては、現状についてデータを持ち合わせておりませんが、そしゃくに影響する歯の残存数の平成30年度の健康課のデータによりますと、60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合は90.2%で、国の平成34年度の目標値70%に到達しております。

国は不正咬合の予防法及び指導に用いることについてのエビデンスのさらなる蓄積や診断基準の統一化、またライフステージに応じた口腔機能の強化手法及び治療の手法の確立について、日本小児歯科学会に期待することとしております。このようなことから、専門関係機関の研究など、最新の知見に関する情報の収集などに努めてまいりたいと考えております。

また、国は60歳代におけるそしゃく良好者の割合の増加など、口腔機能に着目した取り組みのうち、簡便なそしゃく機能検査を用いる方法について検討することや、国民健康栄養調査や特定健診の質問項目などの分析による口腔機能の評価への補完的な使用の検討を行うことが重要であるとしておりますことから、国の動向の把握など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今お話ありましたとおり、そしゃく良好者のそしゃく機能検査ですね、検査のほう、こちらの情報収集をしていただきたいというふうに思っておりますことと、それから3歳児での不正咬合の関係でいえば、子供たちの関係はやっぱり保護者への健診の勧奨も含めて、参加していただけることが一番大事なというふうに思いますので、そのあたり課題として捉えていただいておりますし、また目標値にまだ達していませんので、取り組みをぜひお願ひしたいというふうに思います。

それから、保健センターのほうで、摂食の嚥下の講演会をしてたときに、たくさん会場にもいらっしやうたと思うんですが、こちらも引き続き口腔機能が全身の体に影響しているということを含めてですね、大変に好評な企画ですので、引き続きこちらも開催していただいて、この取り組みを進めていただきたいと思いますよう、次年度もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、障害のあるですね、障害児含め入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加についての課題と今後の取り組み、それから要介護高齢者等施設における歯科健診実施率の増加と課題、今後の取り組み、この2つを少し教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市では市内の障害児、また障害者入所施設における定期的な歯科健診の実施の状況

について把握しておりません。また、市内の要介護高齢者施設における定期的な歯科健診の受診の状況についても、あわせて把握のほうしておりません。これらの施設における定期的な歯科健診を含めまして、障害者の方への歯科医療は、障害の特性に応じて専門的な対応が必要であると認識しております。

市では、やまとあけぼの学園など、施設に歯科衛生士を派遣し、施設の職員などに対し、口腔ケアの指導など歯科健康教育のほうを行っております。また、「国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書によりますと、高齢者の入所施設の約80%が歯科訪問診療を利用しているとされております。

これらのことにより、歯と口腔の健康の保持、増進には口腔ケアとともに定期的に歯科健診を受け、歯科医師による専門的な口腔ケアや予防処置が重要であることなどから、市内や近隣の障害者の歯科医療を行う医療機関の情報提供なども含め、職員派遣による市内の施設での健康教育に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、さらに市では歯科医療連携推進事業を、歯科医師会の協力を得て実施しております。

本事業では、要介護の高齢者の方のうち、また障害をお持ちの方のうち、通院が困難な方へ訪問歯科診療の紹介を行っており、新規の相談件数、患者数、延べ訪問回数などが経年的に増加が見られております。このことから事業の周知については、周知が進んできているものと認識しております。

今後も市民の皆様に加え、介護事業者など関係機関の方への周知の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

こちらの点では、やまとあけぼの学園とかに派遣をしてるというのも少し伺っておりましたので、口腔ケアの指導、歯科教育を、ぜひ引き続き続けていただきたいことと、それからさまざまな関係機関への情報周知ということが、まず情報提供が非常に大事だなというふうに思っておりますので、こちらでも改めて次年度以降もどうぞお願いしたいと思えます。

それから共通して言えるのが、やっぱり要介護の高齢の方や障害のある方のうち、特に地域のかかりつけの医師を持ってないということがやっぱりありますので、通院の困難な方へ訪問歯科診療の紹介等も含めて、引き続きこのかかりつけ医を持つことの重要性を、関係者にお伝えいただけるようお願いしたいと思えます。

それから、最後ですが、かかりつけ歯科医を持つことへの次年度への取り組み、これ毎回、話してますが、課題について少しお伺いをさせていただきたいというふうに思えます。

○健康課長（志村明子君） 全ての年代を通じて、歯科口腔保健の推進には、歯科医師会などの関係機関を含め、地域の関連施設や、組織を横断した幅広い連携と協力が不可欠であると考えております。

歯と口腔の健康の保持、増進を進めるには、歯科疾患の予防に取り組む市民の方をふやすことが課題であるというふうに考えております。特に日常における口腔ケアや生活習慣は、家族全員の歯と口の共通の健康問題となる可能性が高いことから、全ての年代の方がさまざまな機会を通じて、自分自身や家族の口腔ケアについての正しい知識を持っていただく必要があると考えております。

また、さらにそのため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受け、専門的な口腔ケアや予防措置を受けていただくことが大変重要であることについて、成人歯科健診、無料歯科相談、講演会など、さまざまな事業を効率、効果的に活用して啓発を行っていくことが重要であると考えております。今後この啓発を推進するために、各歯科保健事業内容の改善や工夫に一層努め、引き続き保健所や歯科医師会、地域の関係機関と

幅広い連携協力を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

健康でいつまでも質の高い生活が続けるには、歯の口腔の健康というのが大事だということは、口から食べ物を食べてこそ、やっぱり健康が保てるという本当に基本的なことだと思いますが、さまざまこの後も協力をしていただければというふうに思います。

歯科疾患の予防や生活の質の向上に向けた口腔機能の維持、向上、定期的な歯科健診、また歯科診療を受けることが困難な方に対する歯科口腔保健を進めていくこと。また、歯科口腔保健を増進するために必要な社会環境の整備を行っていき、最終的に口腔の健康保持、増進に関する健康の格差を縮小することが、これからますます必要になってくると思われますので、特に乳幼児期の子供への保護者への歯科疾患の予防対策の指導であったりとか、それから学齢期における子供と保護者への歯科疾患の予防対策、先ほど教育委員会にもお願いをしましたが、こちらも改めてやっていただきたいことと、それから成人期における入籍や結婚、妊娠、出産の機会、せつかくの機会を通じての歯科疾患の予防対策など、いま一度、もう少しこれができるなということの課題を洗い出していただきまして、次年度に向けての担当課のより一層の御努力を強く、ここで要望させていただきまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。るる、いろいろありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（中間建二君） 次に、9番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[9番 根岸聡彦君 登壇]

○9番（根岸聡彦君） 議席番号9番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は東大和市の自然災害対策について、コミュニティ・スクールについて、東大和市の下水道事業についての3点について、質問をさせていただきます。

1番、東大和市の自然災害対策について。

①自然災害への対応策について。

アとして、自然災害リスクの認識に対する考えは。

イとして、減災に向けた今後の課題と取り組みは。

2番、コミュニティ・スクールについて。

①コミュニティ・スクールの運営内容は。

②コミュニティ・スクール開設による効果と課題は。

③児童・生徒や地域から見たコミュニティ・スクールの評価は。

④先生から見たコミュニティ・スクールの評価は。

⑤今後の課題は。

3番として、東大和市の下水道事業について。

①東大和市下水道総合計画について。

アとして、計画の進捗状況は。

イとして、今後の課題と対応策は。

②下水道事業の運営について。

ア、下水道会計の現状は。

イ、管渠の更新を見据えた今後の展望は。

壇上での質問は以上でございますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[9 番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、自然災害リスクへの認識についてであります。地震、台風、豪雨、竜巻、豪雪などの自然災害は、全国各地で発生しておりますが、自然現象の変化などにより、近年では大規模な災害が頻発している状況にあります。また、都市化の進展、地域の高齢化やコミュニティの変化などにより、新たな防災上の課題が生じていると認識しております。

次に、減災に向けた今後の課題と取り組みについてであります。防災体制の見直し、市民に対する避難情報の周知、避難所の円滑な開設と受け入れ、初動・応急体制のあり方などを課題として取り組んでまいります。

次に、コミュニティ・スクールについてであります。現在、第七小学校、第九小学校、第五中学校の3校が、コミュニティ・スクールとして校長が示す目標や学校運営のビジョンを、保護者や地域と共有するなど取り組みを進めております。3校においては、コミュニティ・スクールの開設により、保護者や地域の方に学校は地域の財産であることの理解が深まっているものと考えております。一方で、保護者や地域の方の学校への思いを踏まえた学校での取り組みが今後の課題であると認識しております。今後さらに取り組みの充実を図ることにより、児童・生徒、保護者、地域、教員から見た評価が高まっていくものと考えております。また、今後は第二次東大和市学校教育振興基本計画に基づき、市内全ての学校におけるコミュニティ・スクールの導入を推進してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市下水道総合計画の進捗状況についてであります。平成23年3月策定の東大和市下水道総合計画は、計画的な下水道事業の運営を行うため、平成27年度までの短期計画、令和2年度までの中期計画、令和22年度までの長期計画におきまして、下水道事業における施策等を取りまとめたものであります。現在は中期計画期間であり、長寿命化計画の立案及び施設の更新事業の平準化計画の策定や、経営の健全化のための公営企業会計への移行などの施策に取り組んでいるところであります。

次に、今後の課題と対応策についてであります。人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や、下水道施設の老朽化等に伴う更新需要の増大、また浸水被害の軽減などが今後の課題であると認識しております。そのため公営企業会計へ移行することにより、経営基盤の強化やストックマネジメント事業による下水道施設の長寿命化を着実に実施していくとともに、下水道事業として雨水整備事業に取り組んでまいります。

次に、下水道会計の現状についてであります。平成28年7月1日から下水道使用料を改定し、現在、安定的な事業運営を行っております。

次に、管渠の更新を見据えた今後の展望についてであります。長期的な視点による下水道施設の機能維持やライフサイクルコストの適正化を図るため、平成30年度に東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定いたしました。今後につきましては、この公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づいた管渠の更新等に取り組んでまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） コミュニティ・スクールについてであります。現在、第七小学校、第九小学校、第五中学校の3校がコミュニティ・スクールとして学校運営協議会を設置しております。この学校運営協議会では、校長が示す育てたい子供像、目指す学校像などに関する学校運営についての協議が行われております。そのような協議の機会を設けることにより、保護者や地域の方々の声を生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりが進められているところであります。

コミュニティ・スクールの開設による効果につきましては、学校と学校運営協議会とが、お互いに当事者意識を持って目標を共有し、また協働することを通じて、保護者や地域の方々に学校は地域の財産であるということの理解も深まってきております。今後は保護者や地域の方々の学校への願いや思いを踏まえ、学校の取り組みをさらに改善していくことが課題であると考えております。

続いて、児童・生徒や地域から見たコミュニティ・スクールの評価についてであります。地域の方々が学校運営に参画し、取り組みが充実していく中で、児童・生徒に幅広く多様な経験を積ませていくことで、その評価も高まっていくものと考えております。また教員からの評価につきましても、今後地域の方々とさらに力を合わせた取り組みが行われていく中で、その評価も高まっていくものと考えております。

今後の課題といたしましては、市全体での学校をコミュニティ・スクールにすることです。そのためには、学校運営に保護者や地域の方々の声を積極的に取り入れること。また、その声を生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていくことであると認識しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

大項目の順番で質問させていただきますが、その中の中項目、小項目につきましては順不同となる場合がありますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、災害対策についてであります。まず自然災害の対応策ということで、自然災害リスクに対する一般的な認識について御答弁をいただきましたが、今回の一連の台風を受けて発生した損害について、東大和市として市内にはどのようなリスクがあるという認識をされているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今回の一連の台風を受けてということでございますけれども、いわゆる都市型水害と呼ばれるリスクがあるというふうに認識をしているところでございます。地表がアスファルトなどで覆われていることで、またそれから集中豪雨が多発するようになりまして、雨水の行き場がないということから出水が激化する傾向にあるということで、内水被害がふえているというふうに考えるところでございます。

また、近年の台風の大型化などによりまして、市内河川の溢水による浸水被害や土砂崩れのリスクも高まってきているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） それら御認識をされているリスクに対して、今まではどのような対応をとられてきたのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） これまでの対応といたしましては、土のう要請の対応ですとか、それから道路冠水に対する集水ますの清掃、それから通行止め対応、また状況によりまして、避難所の開設などを行いまして、リスクに対して被害が最小限になるよう努めてきたところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） では、今回の一連の台風によって発生した損害を考慮して、今後はどのような点に留意して対策を講じていかなければならないとお考えでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） これまで行ってきた、今お話しいたしました土のうの対応ですとか集水ますの清掃、それから通行どめ対応などにつきましては、引き続き、より迅速に対応できるように努めていく必要があるというふうに考えているところでございますし、それからの避難所の開設につきましては、今後、常態化することも当然考えられますので、円滑な避難所開設と運営に留意した体制整備を、検討していく必要があるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

自然災害リスクに対する対応策、対策といたしましても、先ほど御答弁いただきましたように、さまざまあると思います。

災害対策の中で、さきの台風で発生した土砂災害と河川の氾濫に対する対応策について、伺わせていただきたいと思うのですが、まず土砂災害に関しまして、東大和市内には54カ所の土砂災害警戒区域があると伺っております。今回、蔵敷1丁目幅、約40メートル、高さ約20メートルにわたり土砂崩れが発生しておりますけれども、発生当時からの対応や、現在の復旧状況について伺ってよろしいでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 蔵敷1丁目の土砂災害の発生当時からの対応や、現在の復旧状況についてでございますが、発生日時は令和元年10月12日、土曜日の午後9時45分ごろでございます。発生後ですね、翌10月13日、日曜日の午前1時半ごろ、警察、消防の立ち会いのもと現地確認をしております。

狭山緑地の斜面から崩落した土砂が市道第682号線を塞ぎまして、近隣住民の方が道路を通行できない状況となりましたので、10月13日、日曜日の午後には隣接するお宅の了解を得まして迂回路を確保いたしました。土砂の除去につきましては、東大和建設同友会に作業を依頼し、10月15日、火曜日から現地に入りました。現地では想像を上回る量の土砂で、残土置き場に不足が生じるおそれがあったことから、都営住宅の未利用地を一時的に貸してほしい旨、東京都に依頼いたしました。結果として使用せずに対応できました。東大和建設同友会の懸命な作業の結果、11月21日、木曜日、午後5時をもって仮復旧工事が終了し、現在は道路の運行ができております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

土砂崩れに関しましては、私も現場のほうに何回か足を運ばせていただきました。雨の中、職員の方が誘導されている姿、建設同友会の方が一生懸命、倒木を撤去している作業を見ていると、本当に頭が下がる思いでございました。

今回の土砂崩れに関しては、現在、仮復旧ということでありまして、完全復旧までにはかなりの時間がかか



ると伺っております。時間がかかるとされる要因というのはどのようなところにあるのか、また完全復旧までに必要と目される期間、それにかかるおおよその費用等について、どのように考えているのでしょうか。またこの費用についての東京都や国からの補助の有無につきましても、あわせて教えていただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 現在は仮復旧といたしまして、大型の土のうを積み上げまして、安全を確保した状況でございます。今後、住民の皆様に安心して生活していただくためには、のり面の補強と擁壁を設置する本復旧工事が必要となります。本復旧工事に当たりましては、まず専門業者による設計などの委託、またその設計に基づくのり面工事や擁壁工事が必要になってきます。

今回の災害では、被災地域が東大和市だけではなく、広域的にわたっていることから、対応が可能な設計事業者を探すのに苦勞いたしました。今後、工事を施工する事業者の確保など、完全復旧までに相応の時間を要するものでございます。また完全復旧までに必要とされる期間でございますが、設計作業と工事の施工で約8カ月程度かかると見込んでおります。

次に、本復旧工事にかかわる費用については、時間的に急ぎを要する設計、積算委託や、住民用仮駐車場の借上げ料等の費用、計1,642万5,000円を予備費で対応しております。本復旧工事の費用につきましては、設計委託を進める中で金額を算出し、令和2年第1回東大和市議会定例会で補正予算を御提案させていただきたいと考えております。

なお、工事費についての補助であります。現在、国の災害対策等緊急事業推進費、こちらを申請しており今後配分額が確定する予定であります。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） わかりました。

今回、土砂崩れが発生した、またさらにその先のエリアに関しても崩れる危険性が高く、何がしかの手だてが必要であるというふうに伺っておりますが、どのような手だてをお考えでしょうか。また、先ほど御答弁いただきましたその費用の面でありますけれども、こちらの対応に関するものも含まれているのか、あわせて教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 今回、土砂崩れが発生した場所の北側の延長線上のエリアについてでございますが、今回被災した部分と同様に対応する必要があると考え、本復旧工事の中で一体的に対応することを検討しております。費用の対応につきましては、一体的な工事範囲として国庫補助金の申請手続を進めてございます。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 今回の土砂災害の発生を受けまして、市が得た教訓というものは何かございますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） まず1点目といたしまして、市の場合、過去に市有地で大きい被害というものがあることがないということがございます。民地等では多少の土砂崩れというものは今までも発生していたわけですが、近年、雨量につきましては各地において、今までに経験をしたことのないような事象が発生しておりますことから、過去に市有地では災害が起きていないわけですが、今後については災害が発生する可能性があるということを、再認識したというところでございます。

2つ目といたしまして、実際の災害対応につきましては、市全体で全庁的な組織としての対応に取り組む必要があるということではなければですね、その解決がなかなか進まないという状況でございます。土砂災害が発生した後ですね、発生原因が、今回、狭山緑地の斜面でありましたことから、このたびの対応についての初期

対応は、環境部でということですが当初は取り組んでおりましたが、まあ現実はなかなか、ここまで大規模ですと限界があるということでした。

結果としまして、その後ですね、組織全体ということで都市建設部、総務部、あと企画財政部等の協力をいただき、その体制の確保ができたことから、今日、仮復旧工事がやっと終えたというところでございます。今後、今回と同様、あるいはそれ以上の上回るような災害が発生した際には、発災直後から速やかに市を挙げた全庁的な組織体制による応援体制を築いて、現地対応に当たるということが、改めて明らかになったというふうに認識しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

災害の対応につきましては、やはり単独の部署だけでなく全庁的に協力体制を整えて、対応していくことが非常に大切だという御認識をされたというふうに理解をいたしましたので、またこれからもよろしくお願いたしたいと思います。

それでは、次に河川の氾濫に関して幾つか伺わせていただきたいと思います。

市内において、過去、河川の氾濫の実情というものはどのようになっていたのかお伺いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 過去の河川の氾濫の状況ということでございますけれども、過去の大雨や台風の報告を見てみたんですが、床上や床下浸水、それから道路冠水、倒木、土砂災害などと整理をしております。これ恐らく河川の溢水など、道路冠水に含めて報告していたと思われまして、こうしたことから詳細な状況を確認することができておりません。

平成29年度から河川の溢水として記録するようになりましたので、現時点で確認できるのは、平成29年度の台風21号の際に、村山橋、1件が溢水というふうに報告されてるところでございます。またその報告にはちょっとないんですけども、防災安全課のほうで浸水履歴をとっておりまして、その資料を見ますと平成28年度の台風9号では、村山橋、日月橋、宮前の二の橋で溢水があったという記録が残っているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

河川の氾濫、なかなかないことでありますけれども、最近かなりふえてきているということで、奈良橋川の溢水につきましては、地元の御高齢の方々にも伺ったことあるんですけども、平成28年度の台風9号のときに、80年生きてきて初めてだよというような話も伺っております。そういうような形で、災害も大分変わってきているのかなというふうに考えられるわけですが、河川の氾濫につきまして特に災害対策が必要とされるのが、奈良橋川ではないかというふうに考えているところでもあります。今回の台風によって、どのような災害がどの程度発生したのか、被害状況及び市がとられた対応について教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今回の台風19号では、奈良橋川において元村山橋、村山橋、日月橋、宮前の二の橋の4カ所で溢水したことが報告されているところでございます。被害状況では、溢水箇所、周辺の住家で床下浸水等が発生しているというふうに認識しているところでございます。

市の対応といたしましては、この河川の氾濫、溢水に限定した対応というのはしてございません。河川の溢水を含めた内水被害の対処ということで、先ほどから話してありますが、土のうの対応ですとか、集水ますの清掃、通行どめ等により対応してきたところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 今回の台風、特に台風19号に関して言えば、空堀川の増水により、空堀川もあふれる危険性があったのではないかと思います。そのぐらい水かさが非常に増していたのを確認をしているのですが、また実際に氾濫した奈良橋川、日月橋のところですけれども、雨が強くなる、ひどくなる前にですね、午後3時半ぐらいだったでしょうか。あと50センチのところまで水かさが増していて、これはきっと時間の問題だなというふうに思ったところでもございます。

今回の台風19号、過去最大というふうに言われているわけですが、今後の温暖化の影響によって、このクラスの台風というものが、毎年発生して同様の被害があるということを想定する必要があると思うのですが、この件についての市の御認識と今後どのような対応をとっていく必要があるとお考えなのか、伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 市といたしましては、今回の台風19号クラスの台風が、現在の自然現象の大きな変化などを踏まえすと、毎年のように発生するものと想定して対応していく必要があると認識しております。

そのような中で、現在ハザードマップの作成も進めているところでございますので、まずはそのハザードマップの周知、市民の方にきちんと理解いただいて、行動に移していただけるように情報の周知をすること。また警戒避難体制の整備、そういうことも推進していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

河川の氾濫による床下浸水の被害については、正式に報告のあったものが1件、そのほかに数件の連絡が入っているというふうに伺っております。被害に遭われた世帯に対しての補償、原状回復に関するところについては、自然災害というところで、各自の保険で対応すべきところだというふうには思うのですが、それとは別に市のほうで何がしかの補償を行うということはあるのかないのか、そのあたりをお伺いできればと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 市のほうで何がしかの補償を行うことができないかということでございますけれども、今回の台風19号につきましては、この東大和市についても災害救助法が適用されたところでございます。ただ、確認したところ災害救助法は非常に厳しく、全壊や半壊、それから居住できない状態など、かなり条件が厳しい内容になっておりまして、また考え方としまして、対応につきましては個人の財産形成になるので、柔軟に対応するのは難しいというのが、国の考え方ということでございます。市といたしまして、同様に現状では対応は難しいと考えてございまして、当面につきましては情報収集に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 実際にその家屋に損害が発生していなくても、あふれた川の水が敷地や家の下のほうに入ってきたということで、やはりそこでは衛生的な問題というものが発生する可能性があると思うのですが、そういった世帯に対して、例えば消毒を施すといったような対応を、市のほうでとっていただくことはできないのでしょうか。またそういったことをされていなければ、御検討をされることはどうなのでしょう。

○総務部参事（東 栄一君） 平成11年に伝染病予防法が廃止されまして、その後感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というのが施行されましたが、この際に水害の消毒に関する事項は削除されておりまして、この結果、今、東京都多摩立川保健所でも、通常の水害への消毒は行っていないということでご

ざいまして、市につきましても同様に行っていない状況でございます。したがいまして、現在は市のホームページのほうに水害があった場合に、衛生対策と消毒方法などにつきまして、具体的な対策の内容を掲載しているということでございます。また、ほかに保健センターのほうでは、厚生労働省のほうで作成しているチラシを配布し、周知に努めてるところでございます。

以上でございます。

- 9番(根岸聡彦君) 実際にもそういった補償のほうはないということでありまして、その消毒の方法について、ホームページ等でお知らせをしているということでもございました。これが、消毒をしていただけたということであれば、非常にありがたいことかなと思うのですが、まずは小さなことからそういったことが、東京都ではやっていないけれども、保健所ではやっていないけれども、市の単独事業としてどうなのかということ、今後、御検討いただければというふうに思う次第であります。

台風19号による河川の氾濫ですけれども、ハザードマップを作成し、周知に努めるという御答弁があったと思います。今回のその被害状況、ハザードマップとは別に、その被害状況をマップに落とし、どこにどの程度の水が流れて、どの程度の被害が発生したのかを把握することは、今後の防災、減災の観点から有効な手段だと考えるのですが、実施を見据えた市の見解としてはいかがなものでしょうか。

- 総務部参事(東 栄一君) 防災安全課のほうでは、平成13年から浸水履歴として、浸水した場所をマーカーでマッピングするとか、そこに地図上に床上浸水とか床下浸水とか、簡単な記載をして記録は行ってきたところでございます。

今議員がおっしゃるとおり、災害情報の集積、それとその分析が、今後の防災、減災の観点から有効な手段であるということは、当然そのとおりだと思いますので、できるだけ今後、詳細な記録に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

- 9番(根岸聡彦君) データは多ければ多いほど詳細なものができ上がっていくと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

川の近くに住民の方々にとしましては、台風のたびごとに川から水があふれるということについて、非常に恐怖を感じております。川の拡幅工事や川底の掘り下げ等が行えない、あるいは工事に時間がかかるというのであれば、氾濫に対する危険性の高い区域だけでも、例えば川の側面をかさ上げするような対応をとっていただきたいと考えるのですが、こういった手だてを講じることはできないのでしょうか。

- 土木課長(寺島由紀夫君) 奈良橋川を管理してございます東京都北多摩北部建設事務所に対しまして、今回の台風19号での溢水を踏まえ、河川から溢水しないよう護岸のかさ上げ等の対策ができないかということで問い合わせをいたしました。東京都によりますと、かさ上げをしますと、その下流の別な箇所でも溢水することも考えられるため、実施は難しいということでもございました。また溢水箇所の部分が、今回4カ所の橋の部分でございましたが、その橋の部分であったことから、橋のところを上げることも困難であるということの回答でございました。現在、東京都では河川の拡幅整備を進めているところでございまして、そのところを御理解いただきたいということの話でございました。

以上でございます。

- 9番(根岸聡彦君) 河川の拡幅工事、こちらのほうは下流のほうから進めていかないといけないということで、上流域の住民にとりましては、非常に長い時間、待たなければいけないということもあると思いますが、

ぜひ早急に対応をとっていただくように、引き続き東京都のほうに働きかけをお願いしたいと思う次第であります。

河川改修というのは、東京都の事業であるということは承知しておりますけれども、今までお伺いさせていただきました対応以外に、市としてできることというのはどのようなことがあるのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 今後の防災や減災の観点から、市としてできることといたしましては、当面はやはりソフト面の対策を充実させるということだと考えております。具体的には、繰り返しになる部分がありますが、ハザードマップを現在作成中でございますので、作成した後にその地域の水害のリスクというものを、きちんと図示したものでお示しし、また水害の発生時には、避難等に関する情報の周知に、市としてしっかり取り組むことが、現在、市としてできることだと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

災害対策というのは、災害が発生したときに、いかに適切な対応をとるかということが鍵になると思います。今回、土砂崩れと河川の氾濫に関して、市の対応策についてお尋ねをいたしました。自宅敷地の消毒や川の側面のかさ上げといった要望は、川の近くに住まわれている方々の声として、非常に切実なものがあると思います。

全くできないと言って切り捨てるのではなく、何がしかのそのかさ上げすることが不可能であれば、例えばその氾濫する水の量を少なくするための手だてが何かないものか、そういった知恵を絞っていただくことができれば幸いです。

ぜひ前向きに御検討いただきまして、自然災害による被害が最小限に抑えられるような対応を心がけていただくことを期待して、1つ目の質問を終わりにいたします。

それでは、次にコミュニティ・スクールについてお伺いさせていただきます。

まず非常に基本的なことをお尋ねいたしますが、現在、七小、九小、五中の3校がコミュニティ・スクールとして、校長が示す目標や学校運営のビジョンを保護者や地域と共有するなど、取り組みを進めているとの御答弁がありました。そもそもコミュニティ・スクールとは何でしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） コミュニティ・スクールにつきましては、学校運営協議会制度のことでありまして、学校が保護者や地域の方と教育目標を共有し、知恵を出し合い、協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく、地域とともにある学校への転換を図るための仕組みでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今、コミュニティ・スクールとは、学校、保護者、地域の方々が知恵を出し合い、協議しながら、子供たちの豊かな成長を支えていくための仕組みであるとの御答弁をいただきました。

それでは、コミュニティ・スクールを実施することが決まった背景にはどのようなことがあるのでしょうか。また、第二次学校教育振興基本計画の中で、主としてコミュニティ・スクールの開設が必要であると判断した要因はどのようなところにあるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） コミュニティ・スクール実施の背景についてであります。子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が求められていることがございます。また平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、学校運営

協議会の設置が努力義務となっております。さらに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、まずは保護者や地域の方との情報や課題を共有し、これからの時代を生きる子供たちのためにという共通の目標、ビジョンを設定し、同じ思いで日々の教育活動を進めていきたいと考えております。これらのことから、第二次東大和市学校教育振興基本計画において、今後5年間で市内の全ての学校において設置することを指標といたしました。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 御答弁の中でコミュニティ・スクールとして学校運営協議会を設置しているとありましたが、学校運営協議会とはどのようなことを行う機関、あるいは制度なのでしょう。従来から各学校には、学校運営連絡協議会が設置されていると認識しておりますが、コミュニティ・スクールとしての学校運営協議会と従来の学校運営連絡協議会とは、どのように異なっているのでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 学校運営協議会と学校運営連絡協議会との違いといたしましては、コミュニティ・スクールである学校運営協議会では、委員が一定の権限を持って学校運営に関する意見を述べ、学校運営の基本方針を承認することに対し、学校運営連絡協議会では、校長が学校運営等に関する内容について、必要に応じて委員に意見を求め、協議することという点において、制度上の違いがあるものと認識しております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) コミュニティ・スクールというのは、具体的にどのようなことを行う制度なのでしょう。コミュニティ・スクールの役割についても、あわせて教えてください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 学校運営協議会の制度としましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営に関する意見を述べることができること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができることという3点が役割として位置づけられております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

学校、地域、家庭が一緒になって子供たちを育てていくというのが、コミュニティ・スクールの役割であるとのことですが、以前からありました学校、家庭に地域が加わったことになると思います。この地域の役割というのはどのようなことを言い、地域に求めているものは何でしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) コミュニティ・スクールを進めていく上で、地域の方に御協力いただきたいことにつきましては、学校、家庭、地域が相互理解や信頼関係を深め、三者が力を合わせて子供たちを育てていけるように協議していくことでもあります。具体的には、学校運営や子供たちの育成に必要な支援について協議していくこととなりますので、まず学校の教育目標を十分に御理解いただき、その上で各学校の課題や解決策について協議を重ねていただくことでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) コミュニティ・スクールを開設することによって、どのようなメリット——よいことがあるのでしょうか。また学校運営連絡協議会、従来の制度ですけれども、学校運営連絡協議会ではできなかったけれども、コミュニティ・スクール——学校運営協議会を開設することによってできるようになったこと、またはできるようになることなど教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 学校運営協議会の役割を踏まえますと、学校運営協議会になることで、学

校運営連絡協議会でできなかったことが新たにできるようになるということではなく、これまでの学校、家庭、地域との関連性が一層高まり、地域の実態に合った児童・生徒への支援が、これまで以上に充実していくものと認識しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） それでは、コミュニティ・スクールが実施されることで、当該学校の児童・生徒に対してどのようなメリットがあるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） コミュニティ・スクールによる児童・生徒のメリットにつきましては、子供たちの学びや体験活動が充実すること、自己肯定感や他人を思いやる心が育つこと、地域の担い手としての自覚が高まること、安心や安全な生活ができることが期待されております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） コミュニティ・スクールの実施と直接的な関連というのがどの程度あるのかわからないのですが、コミュニティ・スクールと児童・生徒の学力向上というのは、どのように結びつけられるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学力向上につきましては、学校における教育目標の大きな柱であるため、コミュニティ・スクールの実施により、その教育目標はこれまで以上に共有されたり、具体的な解決策が協議されたりすることにより、学校、家庭、地域による協働した学力向上の取り組みにおいても、一層推進がなされていくことが期待されております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） それでは、コミュニティ・スクールが開設されることで、当該学校の先生方の負担というものは、今よりふえることはないのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） コミュニティ・スクールの設置前後は、組織づくりや保護者、地域の方への理解促進などから、一定程度の稼働が必要であることが考えられますが、コミュニティ・スクールの導入により、学校、家庭、地域が適切な役割分担がなされることで、保護者や地域の方の協力がふえるなどを通して、教師が大切にしたいと考えている子供と向き合う時間が確保されることなども、期待されているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。わかりました。産みの苦しみというものは当然あると思いますので、ある程度は一時的に負担が発生することもあるかもしれないというふうに理解をいたしました。

平成30年8月3日に開催されております第1回東大和市総合教育会議の中で、教育長は運営については学校のリーダーシップがどうしても必要になるが、その一方で、学校の教職員に負担がかかり過ぎないような仕組みを常に考えていくことが大事であるとおっしゃっておりますが、その会議から1年以上が経過した現在、どのような仕組みをつくられ運営においてどのように生かされているのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） コミュニティ・スクールの設置及び運営においては、校長の強いリーダーシップが求められます。第七小学校、第九小学校、第五中学校では、各校の実態に応じて、保護者、地域の方の協力を得ながら、現在、校内体制づくりの工夫を進めている段階であると認識しております。今後は、3校における体制に関する情報共有を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 今の御答弁を踏まえまして、教師の働き方改革に資するコミュニティ・スクールを実践するためには、どのような取り組みをしていくつもりなのでしょう。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) コミュニティ・スクールの運営が軌道に乗るためには、それなりの時間が必要であるものと認識しておりますが、学校運営協議会での協議を通して、教員の働き方についても協議を深め、学校の実態に応じた取り組みが進められていくことを期待しているところでございます。教育委員会としましても、コミュニティ・スクールの取り組みにおいて、校長のリーダーシップが発揮できるように支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

また教育長はですね、地域の力を学校教育に生かすコミュニティ・スクールとおっしゃっておりますが、具体的にどのようなイメージをお持ちなのでしょう。また、そのイメージを具現化するために、どのような取り組みをされておりますでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 地域の力を学校教育に生かすコミュニティ・スクールの推進に当たりましては、例えば地域の方のネットワークを生かした地域資源や地域人材を、授業や教育活動に生かしたりすることが考えられます。また地域と学校とが依頼する、依頼されるという関係ではなく、目標や役割分担などについて話し合う場を設定し、学校と地域がパートナーとして連携、協働し、子供たちの学びを充実させていくとともに、地域づくりも考えていくことが重要であると考えております。教育委員会では現在、このような活動の実現に向けて、まずは学校運営協議会を制度化するための準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) コミュニティ・スクールには、地域学校協働活動推進員——コーディネーターという方が不可欠であるとされているようですが、このコーディネーターというのは、どのような業務を担当し、どのような方になるべきである、あるいはなることが望ましいとお考えでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 地域学校協働活動推進委員につきましては、地域と学校をつなぐ地域コーディネーターとしての役割を果たすものとして、地域の方々と学校との連絡、調整、地域や学校の実情に応じた活動の企画立案、地域ボランティアの募集確保などが行うことができる方になっていただくのが望ましいとされております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 先ほど地域の役割、地域に求めるものについてお伺いをいたしました。いろいろな資料を見ますと、地域学校協働本部という組織がつけられ、そこが実働部隊になるというようなことでありますが、地域学校協働本部というものについて、その役割や活動内容を教えてください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 地域学校協働本部につきましては、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働していく緩やかなネットワークであります。メンバーとしましては、地域学校協働活動推進委員を中心とし、例えばPTAや社会教育関係団体、NPO、民間教育事業者、文化団体やスポーツ団体、大学や研究機関、福祉関係機関、地域の青少年や成年、高齢者、企業など多様なメンバーで構成されることが想定されております。地域学校協働本部の活動内容としましては、地域の実情や本部の発展段階に応じてさまざまでございますが、例えば学校の環境整備や登下校の見守りから始まり、放課後や土曜日の教育支援に発展した事例があると聞いて



おります。なお、現在、市での整備はなされてございません。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） この地域学校協働本部について、東大和市が進めているコミュニティ・スクールの姿に照らし合わせて、市はどのように考え、取り組みを進めていこうとお考えでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市における地域学校協働本部の整備につきましては、今後、関係各課とも連携し、研究を進めていく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 地域コーディネーターは、その地域や保護者の中からあらわれることが期待されることとありますが、地域コーディネーターの選出というのはどのようにして行われるべきなのか。また昔から学校関係の役員の選出について、いろいろと御苦労されているという話も聞こえてくるんですが、コーディネーターの選出に難航した場合、コミュニティ・スクールの運営はどのようになるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 地域コーディネーターの選出についてであります。今後、地域で学校を支える仕組みや活動が活性化されていく過程において、その中核を担う方が選出されていくことが望ましいものと考えております。なお、地域コーディネーターを配置できない場合におきましても、学校の教育目標を共有し、課題や解決策について協議し、学校、家庭、地域で連携して、それぞれの役割分担を行いながら、できる取り組みから協働して実施していくことになるものと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

コミュニティ・スクールに関しましては、現在、七小、九小、五中で校長が示す目標や学校運営のビジョンを、保護者や地域と共有する取り組みを進めているとの御答弁がありました。具体的な取り組み内容や取り組み手法について教えていただけますでしょうか。またこの3校に関して、地域コーディネーターの選出というのはどのようになっているのかを合わせて教えてください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 第七小学校、第九小学校、第五中学校におけるコミュニティ・スクールの具体的な取り組みにつきましては、現在、3校合同での学校運営協議会を設置し、その中で支援部、評価部、広報部の役割分担を行いながら、児童・生徒の生活指導や安全確保などの学校運営に関する協議を通して、地域とともにある学校づくりを進めております。特に地域の取り組みが活発な第九小学校におきましては、コミュニティ・スクールの協議を通して、校庭の芝生の維持管理や花壇の美化活動、読み聞かせや図書館整備、登下校の見守りなどのボランティア活動の協力が得られていると聞いております。

地域コーディネーターについてであります。現在、市教育委員会では地域学校協働活動推進委員を委嘱してございませんが、第九小学校のコミュニティ・スクールでは、ボランティアとしてこれまで地域コーディネーター役を担っていただいた方がいらっしゃると聞いております。また、この方には第七小学校、第五中学校のコミュニティ・スクールにおいても、地域コーディネーター役を行っていただくことになっていると伺っております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

コミュニティ・スクールの導入につきましては、第二次学校教育振興基本計画の中で、2023年度までに全ての学校において実施となっております。各学校においてどのように実施していくのかは、学校長の運営方針に

よるものと思いますが、全校が滞りなく実施され、適切に運営されていくためには、どのような点に注意する必要があるとお考えでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** コミュニティ・スクールを令和5年度までに市内全ての学校に設置するためには、校長を初め教職員に対するコミュニティ・スクールの理解、啓発が重要であると考えております。市では、本年8月に校長を対象にコミュニティ・スクールに関する研修を実施いたしました。今後もコミュニティ・スクールを実施している市内の学校の進捗状況について情報提供するなど、理解、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**9番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

教育委員会におかれましては、常日ごろから児童・生徒の健全な育成と学力の向上に向けて御尽力をいただいているものと拝察いたします。コミュニティ・スクールにつきましても、地域の力を取り込んで、一体となって教育環境の向上を目指すという方向性には賛同するところではありますが、コミュニティ・スクールの運営に関して多くの疑問や解決すべき課題があることは否めないと思っております。児童・生徒のためのコミュニティ・スクールであると同時に、先生方にとりましても、やはり働き方につながっていく、働き方改革につながるコミュニティ・スクールを目指していくことが重要であると思っておりますので、その点につきまして要望をさせていただき、2つ目の質問を終了いたします。

3点目、東大和市の下水道事業についてであります。まず令和2年までの中期計画ということですが、長寿命化計画の立案及び施設の更新事業の平準化計画の策定に関して、直近の進捗状況がどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○**下水道課長（廣瀬 裕君）** 長寿命化計画の状況についてでございますけれども、平成30年度に長寿命化計画、平準化計画を含めました東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定いたしました。平成31年度につきましては、本計画に基づきましてテレビカメラ調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○**9番（根岸聡彦君）** 更新事業の平準化計画を策定しているとのことですが、現在、市内にある污水管渠の総延長はどのくらいあって、そのうち使用年数が30年を超えているもの、40年以上のもの、そして50年を超過している管渠の長さというものはどのくらいあるのでしょうか。

○**下水道課長（廣瀬 裕君）** 平成30年度末の污水管の延長でお答えさしていただきたいと思っておりますけれども、総延長が約241キロ、30年以上が約123キロ、40年以上が約41キロ、50年以上が約6キロというふうに認識しております。

以上でございます。

○**9番（根岸聡彦君）** 管渠の老朽化対策につきましては、更新されることが一番望ましいことではあるのですが、現在は耐震化を施すことによって耐用年数の増加を図り、そのことで一定の平準化を図っていかうとしているものと推測しております。耐震化を施された管渠の総延長といいますか、その距離はどの程度あって、今後その平準化に合わせてどのように対策を進めていこうとお考えなのでしょうか。

○**下水道課長（廣瀬 裕君）** 耐震化につきましては、平成25年度に東大和市下水道総合地震対策計画を策定し、計画策定時の診断によりまして、管渠につきましては耐震性を有しているところと確認しているところでございます。

一方、老朽化により耐震性も低下することが考えられますことから、今後は長寿命化のための更新工事を行

うことによりまして、耐震性の向上や機能の維持に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 現在その下水道の普及率は99.9%と伺っておりますが、まだ浄化槽を使用している世帯の数というのは、市内にどのくらいあるんでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 浄化槽の使用状況につきましては、現状におきまして事業所を含めまして、約310戸というふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 当然のことながら住宅の建設に際しての仮設トイレ等もあるために、下水道普及率100%達成するということは無理があると思うのですが、現在に至ってなお浄化槽を使用している建物が310戸あるということですが、その理由というのはどういったところにあるというふうに分析をしているんでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 浄化槽を使用している理由というところでございますけれども、家屋を将来的に改築する予定の際に下水道へ切りかえるですとか、公共下水道への切りかえ工事に多額の費用がかかるとか、浄化槽でも不便を感じないというようなことが考えられるのではないかと思います。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） そういった世帯に対して、どのような対策を講じているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 接続のための対策でございますけれども、公共下水道への接続に向けまして、市報やホームページで接続のお願いを掲載するとともに、現場調査による状況確認、戸別訪問による聞き取り、相談対応、接続依頼などを各世帯の事情を確認しながら対応しているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

確かにこの浄化槽から下水道への切りかえというのは、当然費用もかかりますし、相手もあることですのでなかなか同意を得るのが難しいということは承知をしておりますけれども、地道にアプローチを重ねて、この件数が1件でも減っていくように、継続をしていただきたいというふうに思います。

去る10月に西武住宅及び向原の第二光ヶ丘住宅で管渠のカメラ調査を実施していたと承知をしております。この調査の目的と調査結果について、わかっていることがあれば教えていただけますでしょうか。また、こういった調査は全市的に必要なものと考えられますが、今後においてカメラ調査を実施していこうと考えている地域はあるのでしょうか。あるとするならば、どのようなスケジュールで進めていこうというふうに行っているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） テレビカメラ調査につきましては、公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づきまして、管渠内の状況を把握することを目的に実施をしているところでございます。調査の結果といたしましては、管渠のクラックやたるみ、取りつけ管関係のふぐあいなどが確認されております。

今後も公共下水道ストックマネジメント基本計画で定めた短期、中・長期点検調査計画に基づきまして、管渠の点検やテレビカメラ調査などを行い、更新工事を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） このテレビカメラ調査というのは、非常に有効な調査であるというふうに私も認識しております。管渠のクラックが発生することによって、やはり不明水がふえてしまったり、また異臭の発生、それからさらに老朽化が進んでいくということにもつながっていくと思いますので、こういった調査を実施しながら、必要に応じた手だてを早急にとっていただくことを要望したいと思っております。

特にその西武住宅と第二光ヶ丘住宅、そして今回調査を実施しておりませんが、上北台住宅と立野にあります茶の木台住宅は、以前から私のほうで一般質問でも申し上げておりますが、管渠の老朽化が激しい地域であるというふうに思っております。今回の調査から更新に向けて、どのようなステップを踏んでいかれる予定なのかを教えてくださいませんか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今後につきましては、今回実施いたしましたテレビカメラ調査の結果によりまして、改築工事等を実施するための修繕改築計画を策定し、その後、改築工事等ですね、実施していく予定でございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ぜひ、その修繕改築計画につきましても、スピードアップをしながら進めていただくことを要望したいと思います。

下水道会計に関しましては、平成28年7月から下水道使用料を30%引き上げました。当初は値上げによって皆様が節水に努めた結果、予想していたほどの使用料収入がなかったと記憶しておりますが、現在の収入状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道使用料につきましては、平成30年度決算ではですね、下水道使用料現年度分の収入済額は約13億440万円でございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 使用料を値上げする前ですね、平成26年度の数値になると思うんですが、汚水処理原価が26市の平均で118.8だったものが、26市中23位の169.9、経費回収率は26市平均107.1のところ24位の71.8であったわけですが、使用料を引き上げたことで、これらの数字は直近でどのように変化しているのでしょうか。もしわかれば結構ですが、年ごとの推移を教えてくださいませんか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 汚水処理原価と経費回収率のことでございますけれども、まず汚水処理原価、こちらのほう平成27年度、26市平均が118.0円、東大和市が174.6円で25位でした。28年度は、26市平均が117.2円、東大和市が181.2円で、やはり25位でした。29年度、26市平均が115.6円で、東大和市は152.1円で23位でございます。平成30年度は、26市平均が111.9円で、東大和市が151.2円で22位でございます。

続きまして、経費回収率の関係でございますけれども、27年度が26市平均が108.9%で、東大和市は70.1%で25位でございます。28年度は、26市平均が108.9%で、東大和市が77.6%で23位でございます。29年度は、26市平均が107.2%で、東大和市が99.9%、14位でございます。最後に、平成30年度、26市平均が111.9%で、東大和市が99.9%、15位の状況でございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今の御答弁から、汚水処理原価につきましては、非常に緩やかに改善をしているのかなあという感じであり、26市平均の汚水処理原価と東大和市の原価の差は、若干ではあるけれども縮まっているのかなあというこ

とであり、今後さらに努力をしていっていただきたいというふうに要望したいと思います。

経費回収率につきましては、24位だったものが一旦はちょっと下がりましたが、現在は15位ということで、経費回収率につきましても非常に上げているということで、こちらのほうは健全な運営という形になっているのではないかと評価をしたいと思います。

経費回収率の見通しについては、その当時、30%引き上げによって、令和元年には100%を超え、令和6年には26市の平均値に並ぶという予測を立てておりましたが、この見込みについては、市はどのように分析をしているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 経費改修率につきましては、下水道使用料や事業の状況にもよるところがございますが、今後、数年は平成30年度と同程度になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 経費回収率99.9ということで、恐らく100は超えていくのかなということは予測はしているところでありますけれども、やはり26市平均は111.9ということで、他市はさらに努力をしているという実態も伺えるわけであります。

他市のまねをしろということではありませんけれども、参考にできる事例があるのかなのか、また本市として独自に取り組むべき施策があるのかなのか、そのあたり知恵を絞りながら、健全な運営を一層進めていただくことを要望したいと思います。

健全経営を目指すということは、一般会計からの繰入金に関して基準外の繰入金をなくしていくことが肝要であると推察するんですが、その点についてはどのような状況になっているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 基準外繰り入れの状況につきましては、使用料改定後は減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） こちらについても減少しているということでありますので、将来的には基準外繰り入れがゼロになる。あるいは限りなくゼロに近づけていくということ、恐らく目標にしていると思いますので、より一層のお取り組みを進めていただくことを要望したいと思います。

今後、老朽化が進むにつれて、管渠の老朽化ですね、更新が待たなしとなってくる状況が来るのではないかとこのように考える次第であります。管渠の更新につきましては、長期間にわたって莫大な費用が必要になるものと思われませんが、現時点での見積もりとして更新工事に係る年数と費用をどのように見積もっており、どこからその費用を捻出しようとお考えなののでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 更新事業につきましては、公共下水道ストックマネジメント基本計画におきまして、対象期間を100年間とし、更新工事等に係る費用を合計で約262億円と試算しているところでございます。更新工事等に係る費用につきましては、厳しい財政状況ではございますが、維持管理として下水道使用料を用いることや、更新の費用として、国の下水道ストックマネジメント支援制度によりまして、できる限り国費、都費を利用すること、また可能な範囲で市債を活用する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 対象期間100年ということですが、今ある管渠、新しいものであっても今後100年間、使い続けるということは非常に難しいというふうに考える次第であります。長寿命化計画を実施したとし

でも、100年をもたせる管渠というものは、なかなか想像しがたいものがあると思いますので、ぜひ更新に関しては前倒しにというか、100年ではなく、それよりもっと短い期間で実施、完了するような努力を進めていただきたいというふうに考える次第であります。また費用につきましても、国や東京都からの補助で使えるものは全て使っていくという、この考えは恐らく全ての案件についてお持ちだと思いますけれども、いただけるものは必ず取りこぼしのないように利用させていただく、そういった意識を持って費用のほうを考えていただくことを要望したいと思います。

今後の下水道事業運営に関しまして、健全経営を維持し、採算性と効率化をより一層重視していく必要があると思うのですが、下水道使用料は3年ごとに検証し、必要に応じて見直しをすることになっていたと思います。管渠の更新も含めたその事業展開とあわせて、今後どのように進めていくのか、市の考えをお聞かせください。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 下水道事業につきましては、令和2年4月1日から公営企業へ移行することによりまして、財務諸表等を活用し、経営判断に必要な情報を把握することで、下水道事業の持続可能な経営に努めてまいります。

下水道使用料の見直しにつきましては、東大和市第5次行政改革大綱に基づきまして、3年ごとの見直しの検討を行ってまいります。このような中で下水道施設につきましては、今後とも公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づきまして、長寿命化を着実に進めながら、下水道事業を安定的に経営していけるよう、健全な事業運営をしていきたいと考えております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

下水道事業につきましては、一般質問の中で過去に何度か伺わせていただいております。管渠の老朽化対策は喫緊の課題であり、敷設後50年を経過した管渠が約6キロほどあるという御答弁もいただきました。そういった管渠につきましては、恐らく老朽化が進むにつれて傷みもひどくなっているものと思われ、早急な対応が求められるものと推察しております。健全な事業運営を維持しながら、無理のない更新事業を進めていただくべく、平準化計画をしっかりと立てて、市民の快適な暮らしを守っていただくことをお願いして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（中間建二君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私を取り上げる一般質問は、大きい項目で2つ。

1つ目として、台風の対応について。

小項目の①市内の被害状況と対応について。

②避難所の開設について。

③災害情報の提供について。

大きい項目の2番として、行政運営における人材の活用について。

小項目の①東大和市人材育成基本方針について。

②東大和市における女性職員の活用について。

③非正規職員について。

④民間委託について。

⑤地域で活動する団体や個人の活用についてです。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。

以上です。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、令和元年の台風による市内の被害状況と対応についてであります。被害状況につきましては、9月8日に接近した台風15号では、主に暴風雨による屋根の破損等の建物被害が、公共施設等を含め15件、倒木9件であります。10月12日に関東に上陸した台風19号では、床下浸水1件、土砂崩れ1カ所、土砂流出2カ所、倒木1カ所、道路冠水17カ所、奈良橋川溢水4カ所のほか、公共施設等に被害がありました。対応につきましては、水防本部及び災害対策本部の設置、防災行政無線や市公式ホームページ等による避難情報等の周知、警戒活動及び避難所の設置などを行いました。

次に、避難所の開設についてであります。台風15号では台風が接近した9月8日、当日の17時10分に奈良橋市民センターと狭山公民館の2カ所で自主避難所を開設いたしました。台風19号では、台風が上陸する前日の10月11日の17時から奈良橋市民センター、狭山公民館、南街市民センターの3カ所で自主避難所を開設いたしました。当日の10月12日になり、気象情報等から新たに4カ所の避難所開設を決定し、14時から第三中学校、第五中学校、15時50分から第二中学校と第四中学校において自主避難所を開設いたしました。

次に、災害情報の提供についてであります。市では災害が発生した場合に、防災行政無線や広報車を活用した音声による広報を行うとともに、市の公式ホームページ、安全安心情報サービスなどのメールサービス、ツイッター、フェイスブック、スマートフォン用アプリケーションなど、インターネット環境を活用した広報手段を用いて情報発信を行っております。また報道機関各社に対し、災害協定に基づく情報提供を行うことで、FMラジオやケーブルテレビを活用した情報の発信にも協力をいただいているところであります。

次に、行政運営における人材の活用についてであります。東大和市人材育成基本方針につきましては、長期的かつ総合的な視点に基づく職員の能力開発を推進するために策定しております。目指すべき職員像を定め、その達成に向けた取り組みとして、人事管理、職員研修制度及び職場環境の整備を図るものであります。

次に、女性職員の活用についてであります。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、特定事業主行動計画を定め、その計画に基づき、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進しております。

次に、非正規職員についてであります。現在の臨時職員、嘱託員制度につきましては、地方公務員法等の

改正に伴い、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行いたします。新たに期末手当を支給し、育児、介護に関する休暇等を付与するなど勤務条件の向上を図ります。

次に、民間委託についてであります。第5次行政改革大綱に基づき、持続可能な自治体経営のための行政運営の一つとして、民間活力導入の推進に取り組んでおります。行政サービスの質を確保しつつ、職員以外でも行える業務は積極的に民間活力を導入し、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。なお、現在、市民部の窓口業務等及び学童保育所運営業務につきまして、令和2年度の民間委託実施に向けた準備を進めているところであります。

次に、地域で活動する団体や個人の活用についてであります。退職した市職員を再任用職員として任用したり、審議会委員等に委嘱する場合があります。長年にわたり培ってきた豊富な知識と経験の地域での発揮を期待しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 御答弁ありがとうございました。

6月に行われました第3回定例会において、防災、災害についての質問をいたしました。その後、大きな台風が立て続けに関東地方に上陸したということで、実際の動きを確認する意味で御質問をさせていただきます。今回、そういう意味でタイムリーと言ったらおかしいですけども、ほかの他の議員も、きょうお二方も、防災について、台風の対応について質問されてますので、重複しない範囲のところで質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず市内の被害状況については、もう御答弁で確認できましたし、先ほどの御答弁でも確認できましたので、繰り返しお聞きしませんけれども、今回、一部、蔵敷のところでは被害が発生した件がありますけれども、10月12日の9時45分に発生と先ほど他の議員の質問での答弁でありましたけれども、市役所にはこれいつどのような形で伝わったのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 蔵敷1丁目の土砂崩れの関係につきましては、市内の職員、それから消防団のほうで警戒活動をしてる中で、現場を確認して一報が入ったものでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) すると、やはり今回かなり事前に大きい台風だということが予想されたということで、ハザードマップにあるところ、危険がある箇所については、パトロールというんですか、見回りっていうものを行っていて、その中でということによろしいですか。

○総務部参事(東 栄一君) 危険箇所ということでなくて、全域をパトロールする中で、危なそうなところについては行っていただいたと。そのときに確認したということでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 非常に迅速な対応だったというふうに思います。ああいう災害の中で、そういったパトロールというんですかね、災害の対応のために回っていただける、それを見るだけでも住民の方は安心するかなと思いますので、非常に今回、迅速に対応いただけたかなと思います。

そのほかに市で、消防団などはもちろんそうなんですけれども、市の例えば広報車というんですかね、そういったものを回るみたいなことは同時に行われるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 場合によって回ります。今回、避難所の開設とかございましたので、その辺で広



報するために回っていただきました。回っていく中で、冠水状況とか、その辺の報告も受けております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ありがとうございます。

今回これをお聞きしたのは、実は3番目の災害情報の提供についてについてちょっとつながるかなと思って質問をしました。

ちょっとその前に避難所の開設についてですね、先ほど時系列で非常に詳しく言っていたので、避難所の開設については特段、今回問題なく行われたということだと思うんですけども、一つ気になるのは、実際に災害が奈良橋川のところで溢水するといったときに、当該避難すべき人というんですかね。地域被害があったところから避難所までの経路ですね、川を越えていかなきゃいけないかなと思うんですけども、そういったことも含めて、今回、避難所について何かそういった問題点みたいなことはなかったんでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 避難所ですね、行く際のルートで、そこが寸断される場合があるというお話だと思いますが、基本的に大雨などで毎回冠水するような道路等はある程度把握しているところでございます。また、ことしの3月に土砂災害警戒区域というのが指定されましたので、そのあたりで勘案しながら調整はできるんですが、ただいろんな御自宅から避難所に向かっていくということと、避難所自体が公共施設なので場所が限られてるということで、どうしても今おっしゃったような問題は発生します。その辺が課題になってます。先ほど別の議員さんのほうの答弁の中で、今の警戒レベルの考え方について、大きい川と小さい川とかいろいろある中で、同じような警戒レベルで発表しなきゃいけないということがあって、そこについて課題だというふうに申し上げました。

基本的に水防法という法律があって、そこで浸水想定区域というのが指定されるようになってるんですが、これが洪水予報河川というやつと、水位周知河川というやつで、流域面積が大きい河川で洪水により重大、または相当な損害を生じるおそれがある河川については指定すると。指定された河川というのが、この辺で言いますと多摩川と多摩川系列の浅川とか——ところが該当するということで、東大和市に流れている奈良橋川とか空堀川とか前川とかっていうのは、それに該当してないということになりますので、今現在、浸水想定区域が入っていないで、法外の浸水予想区域というふうに、それ法律に準じて一応浸水区域をつくりましょうみたいな話で今つくられています。ということで、余り川の溢水とか氾濫したとしてもですね、家屋が流されるようなことは今のところないという話になっていて、これはそれで過信してしまうと想定外というふうになってしまうので、その辺の考え方が微妙なんですけど、冠水が50センチぐらいもしあるとしたら、逆に出ないほうがよくて、垂直避難で御自宅へいたほうがいいのかという考え方もあるので、その辺の考え方をどう市民の方に御理解いただきながら、うまく周知するかについても課題になってるということで、その辺ちょっと総合的に考えて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 今回そういうことが起こったことで、いろいろと検討課題が出たというふうに思います。川をね、溢水して、例えば30センチでも50センチでも、家は流れないけれども、人は十分流されますので、そういったよく川を見に行行って流されたというような被害というのは、結構、今回の台風でも起こってますので、そういった場合にはやっぱり避難しないっていう方法もちろんあるというふうに思います。ただ、それを判断するのに、個人がどこで判断できるのかっていうところが、全くこれはわからないので、それがどういうふうにもうまく周知させるというのが課題だというのは、非常に認識をしますんで、そのあたりを、台風はい

つやってくるかわかりませんので、早急に検討をしていただきたいというふうに思います。

今後、もちろん避難所、公共施設が避難所になることはもちろん承知しておりますし、公民館であったり、中学校、一時（いっとき）避難所といったところが中心に展開されるでしょうけれども、本当に孤立するような形でどっかが行けなくなる。かといって、土砂崩れの被害もある。だから、本当は避難所まで行きたいけども、川が溢水していけない。でも、土砂崩れのおそれもあるっていった場合に対しても、やはり想定外というふうに考えないでいただいて、何かこう公共施設に準じるようなものを何か活用できるような、そういったことも考えていただければなど。これ要望ですので、御答弁結構でございます。よろしく願いいたします。

次に、災害情報の提供について伺います。

先ほどの市長の答弁で防災行政無線、ホームページ、メール——安心安全メールですね、あとSNS、FM、ケーブルテレビなど、さまざまな方法でやられてるっていうのは、本当にどれかがだめになったときに、代替手段がいっぱいあったほうが、こういう災害のときにはすごくいいと思いますので、非常によい試みだというふうに思っております。

今回、防災行政無線については、私もよく聞こうと思って、実際外に出て聞こうと思ったんですけども、余りの風で、うちは北側にドアがあったんで、押されてちょっとあかない状態で、あけたところで暴風雨が入ってきたのでちょっと聞けない状態。なおかつ閉め切ってしまうと、風の音でかき消されて、防災無線なかなか聞くことができなかつたんですね。だから、防災行政無線って、聞けるのって結構限られた条件の中、例えば夏であけっ放しにして、静かな夜とか。そういったときだったら、すごくこの防災行政無線というのが有効だというふうに思うんですけども、そうじゃないときに、今回の台風みたいなときに関しては、周知の方法について、いろいろ考える必要があるのかなと思ったんです。そんなときに、ホームページを見ようと思ったときにですね、ホームページがつながらなかつたという現象がありましたけれども、これについてどういった状況だったのかっていうことを教えていただけますでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 令和元年10月12日の台風19号のホームページの状況ということで、御答弁させていただきます。

当日のホームページの状況でございますが、時間帯によってですね、やはり表示に時間を要す、もしくは端末によっては表示ができないというような状況になっていたことは認識してございます。ですが、いわゆるサーバーのダウンというような状況ではございませんで、通信回線が混んでいて、時間がかかっているというような状況であったのかなというふうに認識してございます。

これまで過去に、いわゆるサーバーがダウンしてしまったというような事象が起きたことの反省を踏まえまして、ホームページ、安定的な公開が保たれるようにということで機能強化を図ってまいりました。台風19号の際におきましても、当日もサーバーの機能強化を途中で上げたりというような対応をさせていただきましたので、ホームページそのものとしては機能していたというふうに認識してございます。

一方で、過日、新聞報道にもございましたけれども、東京都内全域で加入してございます都区市町村情報セキュリティクラウドの停滞といったところも、事象として起きたというふうに伺ってございますので、そういったことも閲覧障害の一つの要因にはなつたのかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今回、サーバーについては増強を事前にしたということで、サーバー自体がダウンしなかつたということは認識したんですけども、市民の側からとってみると、サーバーがダウンしようが、ア

クセスが集中しようが、見れないことには変わりないですよ。とすると、今後、同じようなことが起こった場合に、アクセスが集中もちろんすると思うんですね。今回でこれぐらいだと、もうちょっと大きい災害だともっと大きく想定されるわけですけども、その対応というのはどういうふうになってるんでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ただいま御質問いただきましたように、今回の災害以上の状況になった際にも、やはり閲覧障害というのはどうしても生じてしまうのかなというふうに思っております。ウェブサイトの閲覧に際して、画面表示に時間を要すですとかいうような部分での閲覧障害というのは、さまざまな要因がございますので、市の取り組み一つで全てが解決できるということではございませんので、その部分はなかなか難しいのかなというふうに思っております。

一方で、先ほどお話にもございましたように、災害時の広報ということで、さまざまな手段、講じてございますので、ホームページがだめな際にも、例えばSNSを活用して広く情報発信をさせていただくですとか、そういった代替手段をたくさん用意して、そちらのほうで情報発信をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私もその後すぐにSNSを確認して、SNSは全然、タイムリーに更新されていたので問題なかったというふうに思います。こういう言い方あれですけども、私、職務柄ですよ、議員ですから市が行っている施策については知っているつもりなので、防災無線が聞こえなかったらホームページ、ホームページが見られなかったらSNSっていうふうに、次から次へと代替手段がわかるわけですけども、一般の市民の方が、ある意味、本当に情報を欲してる人はパニックになってる可能性も高いので、そういったときに、ああ、そうだ、これがだめだったらこれ、これがだめだったらこれっていうことを、周知していく必要がふだんからあると思うんですね。

そういったことを、今回こういうことが起こって、またアクセス集中すると、またトラフィックが混んで見られないという状況が予想されるのであれば、本当は主たるものは防災行政無線、ホームページですけども、それと同列にSNSや、他の前の質問で取り上げました防災行政無線自動応答サービスとかも含めて活用したらいいと思うんですね。実際に前回の一般質問で、このことを取り上げて、初めて自動応答サービスというのを知った人から、これで聞こえましたっていう声が私のところに来たので、非常にこれ知らない人がかなりまだ多いです。こんなのがあったんだっていう状況なので、こっちのほうで周知するのにいいんじゃないかな、クリアに聞こえますし——と思うんですけども、こちらのほうは逆に電話回線ですよ。そうすると、これはアクセス集中しても、これは聞ける状態になるんですかね。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があった自動音声サービスにつきましては、電話回線、3回線ということになりますので、やはり集中しますと話し中のような形になると思います。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） わかりました。

逆に言えば、つながるということは、余り周知がされてなくて、3回線で十分だったということで、なんか痛しかゆしみみたいな感じになりますね。もちろんこれ常時使うものではないので、それを通常、基本契約で何回線も置けというようなことは要望しませんけれども、じゃ次に何がというようなものを幾つも並列にして立ち上げといて、一番いいのは、今のところ安定性があるのはSNSなのかなと思うんですね。なのでSNSをふだんから防災だけに特化していると、何かSNSって余り見る機会がないと思うんですけども、ふだんさ

さまざまな情報を発信してますよね。私も議会で幾つか取り上げさせていただいて、SNSなんていうのはストック型の情報ではなくてフロー型だから、同じ情報でも1日に何度も何度もやることで周知していくっていうような方法をとっていったほうがいいんじゃないかという提案もしたことあります。そういう意味で、こちらのほうも含めて、もちろんこれSNSですから、スマホ、多分、ガラケーでは多分見られないかもしれないですけども、スマホを持つてる人に限られるかもしれませんが、その人たちが逆にそこで情報を得られれば、ホームページにアクセスしなかったりとか、電話回線を使わなかったりとかもできますので、そういったことで考えていただきたいなというふうに思います。これは要望ですので、御答弁結構でございます。防災については以上になります。

次に、行政運営における人材の活用についてに移ります。

ちょっと小項目の順番なんですけれども、ちょっと全体について話させていただきたいと思うので、ちょっと前後すると思いますので御容赦ください。

東大和市人材育成基本方針、以下、基本方針というふうには呼ばせていただきますけれども、この中には東大和市人材育成実行プランと、東大和市職員接遇マニュアルなどと連携して、人材を実際に有効に活用するための具体的な施策が挙げられております。この人材育成方針が実現されることにより、市民へのサービスの向上が繋がると、そういうふうにして策定したものだというふうに思いますけれども、そう考えると、これは非正規職員などにも適用されなければいけないと思うんですけれども、どうなっておりますでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 人材育成基本方針でございますが、こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、職員の人材育成を通じて市民サービスの向上を図るというものでございます。正規職員を対象といたしまして、人材育成を図っていくというものでございます。一方で、今議員おっしゃってございました接遇マニュアル、こちらに関しましては市民対応でのレベルの向上を目指しているものでございますことから、正職員及び非正規職員にも、こちらは対象として考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

接遇マニュアル、すごくよくできてるので、非正規職員に対応していただいているのはすごくよいことだと思います。ただ、ほかの人材育成実行プランでも、基本方針の中でもですね、中・長期的な人材育成については、確かに非正規職員には向いてないところもありますけれども、中にはかなり、こうモチベーションを上げるようなことであるとか、人材育成方針の中にあるコンピテンシーモデル チェック表などというのを、すごい細かい字で書いてあるのを全部読んだんですけども、かなり事細かく、さまざまな施策があるので、それについても接遇マニュアルだけではなくて、窓口でやっぱり市民に一番接する機会の多いところですから、そういったところも含めて非正規職員、来年度からは会計年度任用職員になるわけですけども、そういったところで教育という点ですかね、そういうサービスを、品質を一定に保つためには必要だなというふうに考えてるんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 人材育成基本方針で定めております職員のコンピテンシーモデルでございますが、こちらにつきましては、職員に理想的な、求められる理想となる職員像を具体的に項目として挙げているものでございます。内容につきましては、例えば職層ごとに求められるレベルなどを具体的に規定しておりますので、この内容が即、非常勤職員に適用させるというのは、若干なかなか適用しない部分があるかと思っておりますので、今後そういったものを、非常勤職員に対してどういったものが求められるかどうかということに関しては、

今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そうすると非正規職員に対してのマニュアルっていうんですかね、そういったものは  
接遇マニュアルと、そのほかに何かこうあるんでしょうかね、マニュアルみたいなもの。

○職員課長(矢吹勇一君) 現在のところ接遇マニュアルが、基本的には市民サービスに当たってのマニュアル  
的な、指針的なものになるかと考えております。こちらの内容に基づきまして、またさらに各職場ごとに求め  
られる能力、あるいはスキルというものがあるかと思っておりますので、その点について各職場においてOJTなど  
を通じて、非常勤職員の方に指導していくということで考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 各課においてOJTというのは当然なことですが、各課において、これ基本方  
針の中に事務処理マニュアルという、備えるというふうにありますけれども、これは全課にあるんでしょうか。

○職員課長(矢吹勇一君) 事務処理マニュアルでございますが、全ての課において定めているかどうかにつき  
ましては、現在ちょっと正確なデータを持ち合わせておりません。現在は確認してございません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) では、ちょっと非正規職員について聞きたいと思っておりますけれども、来年度から会計年  
度任用職員が採用されますけれども、これ現在の非正規職員との違いっていうものを教えていただけますで  
しょうか。

○職員課長(矢吹勇一君) 非正規職員に関しましては、現状は臨時職員及び嘱託員制度で任用してござい  
ます。来年4月以降は、会計年度任用職員制度に変更となりますが、これに伴いまして大きな点といたしましては、  
まず期末手当の支給を行う、それと休暇制度を充実させるということで、育児に関する休暇、あるいは介護に  
関する休暇、こういった休暇制度を充実させるということが大きな変更点でございます。

○21番(床鍋義博君) 雇用期間についてはどうでしょうか。

○職員課長(矢吹勇一君) 雇用期間に関しましては、会計年度任用職員の制度が会計年度ごとの任用期間とい  
うことで法律上定められることとなります。具体的には、毎年度4月1日から3月31日までの1年間の任用が  
基本となります。一方、現状の臨時職員につきましては、半年間の任用期間ということとなります。一方で嘱  
託員に関しましては、1年間の任用期間ということでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 会計年度任用職員制度と今の非正規職員の雇用について、結局、契約更新して数年勤  
めていらっしゃる方が結構いらっしゃいますよね。そういった方の職が安定するのかどうかをちょっと聞きた  
いんです、この会計年度任用職員に変わって。これが変わらないのであれば問題ないんですけども、それが変  
わりますよっていうのでしたら、何かそれに対する対応策が必要なんじゃないかっていうことでお聞きします。

○職員課長(矢吹勇一君) 現在、会計年度任用職員につきましては、詳細について検討しているところでござ  
いりますが、今申し上げましたように任用期間につきましては年度内の1年間、さらに再度の任用ということで  
制度を考えておまして、こちらにつきましては公募によらずに、翌年度も業務がある場合には、申し込みを  
していただくことによって、引き続き次年度も再度の任用を行って、勤務を継続していただくことができると  
いう制度でございます。

なお、再度の任用の回数につきましては、4回を限度として考えております。ただし、4回の公募によらな

い再度の任用を達した場合でも、改めてその公募に申し込んでいただくことによりまして、引き続き勤務をしていただくことができるような制度で考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） わかりました。

やはりせっかく東大和市の職員として、待遇マニュアル、先ほど言いましたけども、さまざまなことを学んである意味育てたというんですかね、そういった人が1年でね、次の年にいなくなると、またゼロからというのは非常に効率が悪い話でありまして、またスキルも窓口と、窓口って定型的なものだけではないですよ。やっぱり市民のニーズを酌み取るっていう重要な役目を担っているわけですから、そういったところのスキルっていうものがどンドンどンドン増していくと、これが市民に対するサービスの向上につながるというふうに思いますので、ぜひ会計年度任用職員という制度ではありますけれども、実質的に長く勤めていただけるような、そういった施策を要望いたします。これ要望ですので、御答弁、結構でございます。

次に、ちょっと公務員全体についての考え方についてお聞きしたいんですけども、公務員への信頼というものはやっぱりあると思うんですよ。それは市民にとって非常にこう、公務員だから個人情報も与えられるし、生活困窮の相談もできる、そういったことがあると思います。それは何によって裏づけられてるのかな。もちろん真摯な職員の職務の対応についてももちろんそうですけれども、やはり大きいところというのは、地方公務員法っていうやっぱり大きなものがあるんじゃないかなというふうに思っております。この地方公務員法の適用について、正規職員はもちろん、正規職員はもう地方公務員法に基づいて採用されるわけですけども、その非正規職員もしくは来年度から開始される民間委託業者については、どのように適用されるものでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 地方公務員法の適用でございますが、正規職員及び来年度から始まります会計年度任用職員、こちらにつきましては全面的に適用されます。一方で、委託先の例えば社員の方に関しましては、この法の適用はないものでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 地方公務員法にはさまざまな規定があつて、全文読むわけにはいかないんですけども、例えば一つサービスの根本基準ということで、30条で「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」。33条では、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」。34条、秘密を守る義務では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」というふうなんです。これは一例です。これに対して、これに違反すると罰則規定もあります。そういった縛りがあるということで、やはり、こう信頼性っていうんですかね、だから大丈夫なんだっていうところがあるにもかかわらず、民間にこれが適用されないっていうふうになると、市民の行政に対する信頼っていうものが揺らぐんじゃないかなというふうに思いますが、これを市はどのように担保していくのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 市の業務を委託した場合等の委託先のいわゆる社員の方へ、例えば個人情報の適切な取り扱い等をどのように求めて担保されるのかってことでございますが、基本的に当然ながら公権力の行使に当たるようなものは公務員でしかできない。その中で業務を切り分けて、限定した中で、委託する業務というのは決まっております。その中で、仮に個人情報などを取り扱うという場面があった場合につきましては、市と委託先との契約の中で、この仕様書などで細かく定めをしていく、それによって担保がございまして、

当然、地方公務員法の規定は、民間の社員の方には、事業者の方には及びませんが、そのようなこともありますので、コンプライアンスの担保はされている、またそれについては契約のときだけじゃなくてですね、契約の履行ができてるかという点においても確認ができるすべがあると考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） もちろん民間業者なんで、もう契約で縛るしかないと思うんですよ。その契約については、やはり地方公務員法と同程度の縛りがないと、多分、市民の行政に対する安心感というのは生まれなと思いますので、そういうことをしっかりやってるんだっていうことを示しながら、契約を詰めていってほしいなというふうに思ってます。先ほど権力行為に関することはさせないっていう話だったんですけど、基本的に行政が行う行為はほとんど公権力の行使なんじゃないかなと思うので、窓口で例えば書類交付するの、多分これ、あれですよ、公権力の行使に入りますよね、広義のもので言えば。そういった点でいうと、ほぼほぼ市役所のやってることはこれに該当するので、民間業者に公権力の行使をさせないっていうところにおいては、ちょっと該当しないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの見解いかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 新しいところでは、現在、納税業務の民間委託というのも実行しております、その際にも委託するものと委託できないもの、委託できないものというのは、公権力の行使等に当たるものというところでの、そのような趣旨の説明もしているかと思えます。また、そういう形で、市で行っているものが全て公権力の行使ということではなく、その中で切り分けができるというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これ以上やると法律論になるので、この場でやるべき問題ではないと思うので、公権力の行使、広義と狭義の考え方がありますので、例えば細かいことを言うと、今度、公文書偽造のところ刑法犯になるところで、例えばこれって、基本的には公文書偽造って、真正身分犯ですから誰でも対象になりますよね。一般民間人でも、公文書を偽造すれば偽造罪で逮捕されますけれども、これ虚偽公文書作成罪については真正身分犯ですから、身分が公務員じゃなければ構成要件に該当しないわけですよ。そういうことも含めて、法律論の議論をするわけじゃないですけども、そういった広義と狭義のものに関して、これは公権力の行使に当たる当たらないっていったところを、一律でそこで切れないですよ。じゃ、御答弁、結構です。

次に、結局、民間業者に対して、私の今回の質問の要望としては、市民の方が自分の個人情報や、そういったものを出しても安心できるようにしてほしいと、そういった要望です。そのために、これだけきっちり契約で縛っているから大丈夫だよっていったところを、きっちり担保してほしいというそういう要望ですので、よろしくお願いいたします。

ちょっと非正規の職員のところ、もう少しちょっとお聞きしたいんですけども、現在の東大和市の正規職員、非正規職員の比率と多摩地域でのランキングですかね——がわれば教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 現在、当市におきます職員数に占める臨時職員、嘱託員の割合で申し上げますと、平成31年4月1日時点では56.8%です。一方でですね、多摩地域でのランクということに関しましては、現在手元にそういった資料ございませんので不明でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ランキング不明ということだったんですけど、私が、ちょっと年度は済みませんが、申しわけない、失念してしまったんですけども、たしか私が見たところでは、正規職員の比率が低いということとでかなり、20番代だったような、多摩の26市町村で、そのぐらいだったなというふうに記憶しています。それ

だけ非正規職員の率が高いというふうには認識をしておりますけど、その認識はありますでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 市におきましてはですね、これまで行政改革の一環として、新規採用抑制ということも続けていきたい、さまざまな事業の見直しもしております。そういう中で、採用のかわりにということで、非常勤の職員の方が各職場にふえて、働いていただいているというそういう認識は持っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私も同じ認識です。これをお聞きしたかったのは、東大和市の人材育成についての将来のビジョンですね。基本方針の中で、各職場で蓄積された知識や経験を、さらに効率的、効果的に若年層職員に伝え、課題に対し果敢に取り組む職員を育てなければなりませんというふうに書かれております。これをですね、先ほど非正規職員の雇用の安定について話しましたが、基本的に雇用が安定したとしても、やはり入庁から定年までいる正規職員とやっぱり違うわけですよ。そういったことで、ナレッジマネジメントが次のときに伝わるということが書いてはいるけども、実際にそれができますかっていうことなんですよ。

それを、もちろん財政を、持続可能性のあるような自治体にしていくという点で、財政ってもちろん重要です。重要ですけども、人材もまた重要なんです。その中で、東大和市はこれから将来に向かって、正規職員、非正規職員をどういうふうにしていくのかって、そういうビジョンについて何かこうありましたら教えていただけますでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 議員のおっしゃられるとおりですね、行政の持続性ということ、また安定したサービスの質の高いサービスの提供っていうさまざまな観点からも、組織またその人材、人材の育成っていうものは重要な要素だと認識をしております。将来的なものというよりも、東大和市においては組織と定員、また定数、さまざまな観点から、行政改革の観点は不断の努力ということで続けておりますが、その中でのバランスを欠かないようなといいますかね、どちらかに大きく振れるということではなくてですね、今までやってきていると考えております。今後、先ほども人材育成の観点から、現在は直接的には非常勤の方には、待遇以外は適用はされてませんが、考え方という大きな点、くくりでは東大和市はこういう考え方であるということは、御説明といたしますか、御理解いただいた上で一緒に仕事をしていくっていう観点も重要なかなっていうそういう認識でおります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今部長がおっしゃったように、非正規職員でもやっぱり正規職員と同様なレベル感に高めていただく、そういう気持ちで市民に接していただく、東大和市のために何か行うという、そういう姿勢を醸成するような、そういう文化の形成がやっぱり大事だなというふうに思います。

ちょっと質問、変えますけれども、基本方針の中で、若手職員を対象に短期間に3つほどの部門を経験させるという、短期間ジョブローテーションというものがありますけれども、これは全職員に現在適用されているんでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 短期ジョブローテーションでございますが、議員御指摘のとおり、若手職員に対しまして、三、四年の配属で3カ所を当初異動で経験させるというものでございます。こちらについては採用した、新規職員に対しまして全て適用をさせていただきます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私も全職員を見ているわけでないで、何となく感覚でつかんでるだけかもしれませんが、1つの職で5年以上、10年で3カ所という、やっぱり3年半ぐらいですよ。ですけども、5



年以上いる方もちらほら見受けられます。もちろん希望などもあると思うので、一概にこのジョブローテーションから外れてるというわけではないと思いますけれども、さきに述べたように正職員の数が減ることによる弊害も、またこういうところジョブローテーションがしにくいんじゃないか。また、窓口業務が民間に委託されることによって、じゃ通常であれば窓口に行くっていったところを、民間になってしまうと、じゃ窓口のところの業務って、これジョブローテーションに入らないのっていうふうに思うんですけども、今後この窓口業務、また学童保育のところを民間に委託します。そういったときに、このジョブローテーションはその中に入ってくるんでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 窓口等に関しましては、現在の短期ジョブローテーションでは、やはり若手の職員に、早い時期に窓口での業務を経験させるということが重要だと考えまして、ジョブローテーションとしてそういった部署に異動させるようにしてございます。

ただ、今御指摘のとおり、窓口業務について一部、業者への委託ということで進みますと、その分の部署がポストが少なくなるという点はございますけれども、その点については極力、やはり窓口業務、市民との接する業務ということが非常に若手職員にとっては有益な経験になると思いますので、そういったところに配置ができるように、ジョブローテーションを実施していきたいと考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 学童のほうはどうですか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 学童保育所につきましては、現在、既に学童保育所の支援員は全て嘱託員と臨時職員で担っておりますので、学童保育所自体は特に影響はございません。委託をした後も、学童保育所に関する企画とか運営とかですね、それから保護者の方の利用申請などの業務につきましては、引き続き青少年課のほうに残るということでございますので、そちらのほうに配属される職員につきましては、ジョブローテーションの一環の中の職場ということになるかと思えます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 少し安心しました。

やっぱり窓口業務っていうところって、やっぱり一番最初に市民に接するところ、先ほども申しましたけれども、ただ単に申請するのがありますけれども、本当はその裏に何か困り事があるとか、そういったことをじかに感じられる場所でもありますので、たとえ窓口業務を民間に委託したとしても必ず職員が、若手っていうんですかね、若手職員のジョブローテーションの中には、きっちりと組み込んでいってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、基本方針の中に自主グループっていう記載がありましたけども、これ私ちょっと、それを見て初めてわかったんですけども、職員の中にこの自主グループというものは、どのようなものがあるのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 人材育成基本方針での自主的なグループ活動意識の醸成という項目がございます。こちらに該当するものとしたしましては、現在、一グループが活動しておりまして、政策集団PDGというグループでございます。さまざまですね、例えば市内の人口の減少を抑制するための政策提言など、調査研究として活動をしてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 政策集団って、すごいちょっと興味あるんですけども、それは何人ぐらいで、あと非正規職員も入っているのか入ってないのか、あとどれぐらいの頻度で会合をして、どのような成果があるの

かっていうこと、わかる範囲でいいんですけども、教えていただけますでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） まず人数でございますが、今年度、活動しておりますグループは、人数が正職員で10名が参加しております。この中には、非正規の職員は含んでおりません。回数については、済みません、今手元に……。

人数については以上でございます。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 私のほうから開催状況についてお伝え申し上げます。昨年、平成31年度の様況でいきますと、13回行ってるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 13回かなり自主グループにしては頻度高くやられてるのが、月に1回以上やってるといことですね。とすると、何かしら成果っていうんですかね、政策集団ですから、そういったものが反映されるっていうふうに思うんですけど、それは反映されているのか、どういった流れで、この自主グループを市は活用しているのかってことを教えていただけますか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今、政策集団PDGということでございます。自主グループの活動ということで基本方針のほうにありますけれども、そちらが一つの意識改革や人材育成ということで位置づけられておまして、こちらの政策集団PDGというのは、まち・ひと・しごと創生の関係で、さまざま取り組みを行っておりますけれども、その中の一つとして、個別事案検討チームということで、個々の事案を研究しましょうということになっております。こちらにつきましては、1年間かけて市のほうに政策提言していただくというような内容で検討しているところでございますけれども、例えば30年度はシビックプライドの醸成のテーマ、31年度は健康寿命の延伸というテーマで活動していただいているような状況です。

今、地方創生のアドバイザーの牧瀬先生が、こちら担当していただいておりますけれども、月に例えばその会議の中では、前半、牧瀬先生の講義がありまして、そこで政策形成能力を高め、そして個別にグループの中で検討していただくということです。1年間の成果を、中間報告ということで理事者の皆様、あるいは各部長の前で1回報告し、最後、年度末ですね、その成果を改めて理事者の皆さん、そして部長、そして所属の課長の前で紹介すると、提言するというような流れで、職員の人材育成を図っているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） すごい素晴らしい活動してるなというふうに思います。そういったことが自主グループでできてるっていうのは、すごくモチベーションも上がって、そういう人たちがいっぱい集まってるんだらうなっていうのが想像をされますけれども、正規職員だけということだったんで、確かにこういったものは、もしかすると年度だけに限らないで、年度またぐこともありますので、なかなか非正規職員を入れるの難しいのかもしれないけども、先ほど御答弁でありましたように、非正規職員、正規職員にかかわらず、東大和市が一体となってサービスを提供するという点ではもう、一つだと思っておりますよ。だから、そういうことも含めて自主グループ、今後、自主グループなんで、自主的にこうやってもらわなきゃいけないんで、こういうふうにやれとかっていうことは言えないんですけども、そういうふうに自主グループができるような環境醸成を心がけてほしいなと思います。これ要望ですので、御答弁結構でございます。

次に、東大和市第5次行政改革大綱の中から少し質問をさせていただきます。

年齢別職員について、ばらつきが見られます。先ほどの質問とも関連してるんですけども、やはりこの年度、年度によって、職員の定数、行財政運営の中で、これだけしか募集できないとかっていったところもあ

るっていうことは承知はしておりますけれども、この年齢のばらつきに対して、これは適正かどうかということを考えて出したのか。本当は違うんだよ、本当は毎年、毎年、同じ同期の人間が、同じぐらいきっちり入ったほうがいいのか、そういうことを考えてるけども、実際にできないのか、それともそういうことを考えてないのか、それをお聞かせいただけますか。

○職員課長（矢吹勇一君） 職員の年齢のバランスに関してでございますが、やはり将来的な定年を迎えて、いつときに大量に退職されるということになりますと、組織が不安定となりますので、理想としては各年齢ごとに一律、一定の人数がそろっているというのが理想であるというふうに考えてございます。

一方、その職員採用に当たりましては、その年齢層のバランスということを考えまして、同じ年齢に人数が集中しないように、そういったことも考えながら職員採用は実施してございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 同じ年度に、毎年、毎年、同じぐらい補充されるのは理想だっていうことを聞いてきたので、それは私もそういう考えだったので、それはよいと思います。行き当たりばったりと言ったら失礼ですけども、何か足りなくなったからすぐ補充するみたいな、そんな方針だったらちょっと困るなと思ったので、質問をさせていただきました。

その大綱の中で、専門的な知識を必要とする職員っていうところで、他市との比較が出てました。その中で特に土木、商工、農林が他市と比べて東大和市がすごく少ないっていう状況、専門職ですかね、そういったところがあるんですけども、これについて原因というのは何でしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 恐らく大綱の中の全国の類似団体に比較して土木職ということだと思います。

まず1つはですね、土木職の範囲は統計上まださまざまな区分がありまして、それはまとまっているということでございます。それと全国の類似団体ということで、事業の執行内容というか、それぞれの地域の事情っていうんですかね、地方の都市もあったり、そういうこともありますし、例えば区画整理の事業の途中だったりって、恐らくそういう差もあります。そういう中で比べると、全国の類似団体に比べて、東大和市は土木職の関係が少ないということでございます。一方で、都内の類似団体の情報も確認しましたところですね、都内の類似団体と比較すれば、当市の土木職というのは中庸程度ですか、真ん中辺ということになっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） とすると、揚げ足取りで悪いんですけども、そうするとこの大綱の中に、そのグラフじゃなくて、そういう本当の意味で統計がとれるような、グラフを載せてもらったほうが比較としてはいいんじゃないですかね。これ内容についての話なんで、これとは別なんで、御答弁結構ですけども、やはり我々議員はいろんな資料をもって、その資料でおかしいところ、これは改善したほうがいいんじゃないかといったところを出していくのに、その統計の資料が、これ全国の類似団体とは違いますよって言われると、また、じゃ今度そういった資料を要求しなきゃいけないのかなとちょっと思ったりしますので、ぜひ、今度統計なんかをつくるのに関しては、そういったことをちょっと留意してつくってほしいなというふうに思います。

今、土木と言ったところは、他市の近隣とか本当に東大和の類似団体と比較すると、それほど中庸程度っていうことだったんですけども、東大和市人材育成実行プラン検討委員会検討結果報告によれば、複線型人事制度の導入については見送られておりますけれども、この複線型人事制度について教えていただけますでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 複線型人事制度でございますが、一つ考えられますのが、一般事務職に関しまして

は、現在、当市の場合、総合的な業務ができる、いわゆるゼネラリストとしての人事管理を行っております。一方で、専門職などの場合には、その専門的なスペシャリストとして人事管理を行うという方法があるかと思えます。このうち一般事務職員についても、いわゆるゼネラリストと、一方でスペシャリストとして専門的な何か、一つのことに関して、専門家として人事管理をしていくというものの、その両方の方法があるということでの複線型人事制度ということでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 複線型人事制度について説明はわかりました。これが見送られた理由、教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 複線型人事制度を見送られた理由でございますが、一つにはやはり組織の規模というものがございます。当市の場合ですと、一般事務職400若干名でございますけれども、この全体の人数ですらにその組織上ですね、専門的な分野ということ拾っていくと、限られていく分がありますので、この組織の人員の中で複線型人事というのが、なかなかなじまないということでの判断で、導入を送ったということで考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私もこの複線型人事制度、調べましたところ、やはり政令指定都市ですとか、人口がかなり多いところはなかなかポストもありますし、専門職としてそのままキャリアを積んでいって、そのまま部長になるってようなところは見られるので、今おっしゃるとおり、当市の規模ではなかなかなじみがないっていうのも理解はできるところなんですけれども、人口14万人の武蔵野市ではですね、この完全な複線型人事制度ではないんですけれども、これを多分、アレンジしたんだと思いますけども、エキスパート職員配置制度というものを採用しておりますが、これは承知しますでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 武蔵野市の状況でございます。エキスパート職員として、一般事務職のうち希望する者を、福祉、税務、債権管理の3分野で長期配属をさせる人事制度であるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時43分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 武蔵野市は、そういった一つの部署に7年間在籍させるということで、専門性と行政の持続性を両方確保していくという、そういう政策だというふうに聞いております。完全な複線型人事制度というものは、規模感からいって当市に不向きだっていうことは承知しておりますけれども、それをアレンジすることによって、当市に合った形で専門性をしっかりと保ちながらも持続していく、そういった制度も東大和市の中ではつくれるんじゃないかなというふうに、そういうふうに考えてこの提案をさせていただきました。

もちろんこれ他市の状況なので、そのまま持ってきて適用すると、難しいっていうのはもう承知しておりますので、そういったこともあるということで、なぜ専門性っていうことを言うかということ、やっぱり短期間でどんどんどんどん職員が変わって、ある程度まで人間関係ができたのに、特に福祉関係で多いんですけれども、人間関係ができたにもかかわらず、もう人事異動でいなくなっちゃったから、また一から話さなきゃいけない



設定はしていくと考えています。またその際には、まずは部長、課長の前に係長っていう監督者、監督職ですね、そちらに受験していただいて係長になるっていう方、目指すっていう人を、女性をふやしていかないと、その先の課長、部長というのもの、おのずと数字がですね、裾野といいますか、係長になる人がふえれば、おのずとその中から課長、部長という人材も出てくるわけでございますので、やるとすれば実際には係長のところを、ある程度、現状よりも少し高目の数字を掲げて、その目標に向けて取り組むと。その先に、25の半分程度でございますけども、13.5という数字が出てきたのかなって、そのように解釈は、私なりにしております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ありがとうございます。

通常でいくとね、女性の職員比率が3割っていうことは、単純計算でいうと、そのぐらいいないとおかしいのかなと思いますし、ただその中で希望する人、しない人もいらっしゃると思うので、そういう積み上げの中13.5ってできたのかな、今のお話を聞いてわかりました。何かモデルケースがあったわけでないということも理解しました。

この中で、行動計画の中で、これはもう女性に限ってはいないんですけども、年次有給休暇14日に達成をさせると言ったのです。掲げられたんですけども、これの達成度ってどれぐらいになってますでしょう。

○職員課長(矢吹勇一君) 年次有給休暇の状況でございますが、昨年、平成30年の実績で申しますと、日数で11.8日でございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) あともう一つ気になるのが、これに書いてなかった率で、有給の消化率っていうものがあると思うんですね。例えば有給が20日与えられて、10日しかとってなければ有給の消化率は50%っていうことです。これは会社の指標として、民間の会社の指標として、どれだけ休みやすいかを図る指標としてよく用いられてるんですけども、この有給消化率ってどれぐらいでしょうか。

○職員課長(矢吹勇一君) 同じく平成30年の有給の消化率で申しますと30.7%でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 30.7%っていうものに対する評価はどのようにお考えでしょうか。

○職員課長(矢吹勇一君) 特定事業主行動計画でも、目標値としましては、目標値14日以上ということ掲げておりますので、この14日から積算した率で申しますと、これを超える30.7%以上の率ということになるかと思えます。今、率で言いますと、全体の有給休暇をですね、繰り越し分を含めて最大で40日になるんですけども、40日付与した場合の14日以上取得した場合で申しますと、取得率35%ということになりますので、まだ消化率としては、もっと引き上げなくてはいけないというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) もちろん一概に、これ多い少ないっていうのは業務の内容、あと忙しさにもあるかもしれないんですけども、基本的に30.7%って、これは体感的に言ったらちょっと失礼ですけど、低いのかな。要は10日、与えられたら3日しか休めないということですよ。だから、それで今後、なぜこの有給の消化率とか年次有給休暇の達成度を気にするかというと、男性が休みやすい環境をつくらないと、実はその裏で既婚されてる方は、女性が配偶者としているわけですよ。そうすると、この育児休暇のところでも書かれてるんですけども、2ページのほうに、平成31年度までに男性職員が育児休暇を取得するようという目標、1日でも

取得するというふうには目標が掲げられています。今までは1人も、この目的を定めた、目標を定めた時点では1人も男性で育児休業を取得してなかったということでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 男性の育児休業でございますが、過去の実績で申しますと、平成28年度が1人も取得者がおりませんでした。その後、29年度に入りまして7.7%、また昨年度、30年度につきましては大幅にふえまして53.3%、半数以上が育休の取得をしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） なるほど。

ということは、この書かれた後にはかなり取得する。ということは、それなりにと言ったらおかしいですけども、育児休業をするようにという働きかけがあったから、今までゼロだったのがそれだけふえたという、そういう認識でよろしいですか。

○総務部長（阿部晴彦君） 男性の育児休業の取得というのも非常に大切な話ですので、制度が周知されていない、十分周知されていないのかもしれないということも踏まえて、制度の周知、あるいは庁議の場でとかですね。そういう中での発言、促すという、制度があるってということの促しっていうのは、意識して対応してきたこともございます。

また、ちょっと先ほどの休暇の話でございますが、例えば土曜とか日曜日に出勤した場合には、代休というものもありまして、代休の取得をしていただいています。そうしますと、その週ではなかなか連続っていいですか、続けてまた有休をとるとというのが、職場によっては難しいってということもあるのかなっていう考えはあります。いずれにしても、目標設定をしておりますので、これからも今の男性の育児休業の取得率が数字で見ると向上してきたように、ほかの数値目標につきましても、制度のPRとか促進ということを意識して、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やはり男性が休むように、積極的に休むようじゃないと女性も休みにくいと思いますし、男性が休むことによって、そのパートナーが、また活動ができたりします。それが東大和市でないかもしれませんが、こういった文化を醸成していくことで、初めて回り回って女性活躍、1市だけでやるような施策ではないですから、少なくとも東大和市では男女とも自由に休めるって言ったら言い方おかしいですけども、何かこう有給を取得するのに、何か嫌な顔をされないっていうようなところを、ちゃんとしっかりとしてほしいなというふうに思います。

ちょっと東大和職員のハラスメント防止指針について、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ今全体の相談の窓口の体制と状況と実際に起こった場合、対応っていうのはどのようになっているのでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） ハラスメント防止指針でございますが、この指針に基づきましてハラスメントに関する相談窓口を設けております。相談員としては、職員のうちですね、5名を相談員として定めまして、その者がハラスメントの相談に乗ることとしております。なお、相談件数に関しましては、この防止指針策定後ですね、実績としては現在までまだございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） まだ相談されていないっていうのは、ハラスメントがないのか、あっても言えないのか、どっちかだと思うんですけども、この5名なんですけれども、この5名の男女比率を教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 5名のうち、女性が2名でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ありがとうございます。

あと、相談をしたときの匿名性っていうんですかね、そういったものはどういうふうに担保されるのでしょうか。

○職員課長(矢吹勇一君) 相談内容につきましては、必ず守秘、外部には漏らさないということでの、その上での相談員が相談に乗るということになっております。ただ、相談員のうちですね、職員課長が相談員に含まれて、全体に対するアドバイスといいますか、必要な助言を行うという意味から、職員課長に対しては相談内容を情報提供するという内容になってございます。その点につきましては、事前に相談のあった職員に、この内容は職員課長には知らせてもいいかどうかということでの確認をとった上で相談に応じております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 相談内容の秘匿性は当然なんですけれども、通報をしたかどうかっていったところを、匿名でできるのかどうかっていったところを教えてくださいませんか。

○職員課長(矢吹勇一君) 相談、例えばその直接当然、その相談員から前で話を受けた場合には、匿名性というのは発生しないということになりますので、例えばメールとか電話での相談ということかと思いますが、その点につきましてはできるだけ尊重した上で、相談に応じるということを考えてございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) その電話やメールを含めても、今までも1件もないっていったところでよろしいですか。

○職員課長(矢吹勇一君) この相談員制度に関しましては、ハラスメント防止指針に基づきます相談に関しましては、全て記録をきちんととると、それを保存するという内容での相談内容、相談としております。したがって、その相談があった時点で、相談のあった方には——相談者には、この指針に基づく相談として受けていいかどうかということの確認をとった上で、実施をするということになっておりますので、その上で相談者から指針に基づく相談では、じゃない方法でお願いしたいというふうに言われた場合には、この件数には、実績には入ってこないということになります。

以上です。

○21番(床鍋義博君) このハラスメントの相談窓口って、非常にセンシティブなので、相談をした段階で情報が漏れることをすごくおそれる方が多いので、ぜひそのあたりを酌んで、通報しやすいシステムっていうんですかね、そういったことを心がけてほしいなというふうに思っております。

今回、また最後のところの5番の地域で活動する団体や個人の活用についてですけれども、既に地域でNPO、またさまざまな団体ありますから、その団体の活動について今回、御質問をするわけではなくてですね、市長の御答弁でもありました市役所のOBでありますとか、また当市の市役所のOBでなくとも、他市の行政関係者のOB、また教職員の方のOBとかですね、東大和に在住している方で、この行政経験が豊かな方が結構埋もれてるのではないかなというふうに思うわけです。よく選挙期間中もそうですけども、まち歩いて呼びとめられて話しかけられることがあります。実はこんなことをやってたんだよ、東京都の職員でこんなことをやってみましたみたいな方も結構いらっしゃるんですね。それってすごくもったいないなと思っていて、それをどうにか活用できないかなっていうことなんです。



その方がおっしゃっていたのは、そうは言っても、何かやりたいんだけど、やる場所みたいなものがなくて、方法がわからないから床鍋さんに聞いてんだよっていうふうにして、僕の近いところで紹介できる場所は紹介を、NPOだったり、いろんな活動してるところを紹介したりするんですけども、やはりそういった窓口的なものが、やっぱり市役所にないものかなと思うんですけども、今までそういった方を活用する考えとか、また考えがあって来たんだけど、何となく対応できなかった、そういった状況というのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 先ほど地域で活動される方ということで、市長の答弁もございましたように、例えばということで退職した市の職員っていう答弁がございました。市の職員に限らずですね、市の例えばさまざまな審議会等の委員の顔ぶれの中には、教育、公務員だった方とかですね、あるいは他の自治体で勤めて退職された方、そういう方も入っていらっしゃいます。

あとは、そのアプローチの仕方ということの御質問かと思うんですけども、市のそれぞれの委員会の所掌事務に応じてですね、人材を探さず、そういう方いるよっていうことが情報として入ったりすることもありますし、また御自身の経験とかを生かしてほしいっていうことで、これまでも窓口にお見えになる方も、直接あるいは間接的に見えになる場合には、その方の御希望といいますか、得意なこととか、やってみたい分野っていうのを聞きまして、そちらのふさわしいかなっていうところの課のほうには、こういう人材がいるということで情報の提供は差し上げたりはしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 言い方、気をつけなきゃいけないんですけども、そういったスキルのある方を、非常に安価で、ただでとは言わないですけども、非常に市内でそういうことを、スキルを出してくれることによって、非常に費用対効果があるんじゃないかなって思ってるんですね。そういった方が、結構いらっしゃるんですよ。それを何かこう、引っ張り出す方法っていうんですかね。本当は窓口があって、何かこういうスキルの活用課みたいのがあったりすると、そこに行けばいいかわかるんですけども、どこに行ったら、わからないっていうのが今の現状なので、もちろん公民館活動とかって、参加されてる方はそれなりに力を発揮されて、あの地域のコミュニティの貢献だったりされているんですけども、もともとこう、定年まで都心のほうにお勤めになっていらっしゃる方で、地元で急に定年になったから帰ってきて、なかなかコミュニティーがつかれない方が結構いらっしゃるんで、そういった方が活動しやすい状況なんかも、今後、市はなかなか厳しい行財政運営の中で、人事管理、きょう人事管理、話してますけれども、そういったところで、できるだけ有効な人材活用をしてほしいというふうには思ってるんですね。だから、そこでそういった埋もれた人材が東大和にいっぱいあるのに、どうにか引っ張り出せないものかっていうようなことでこの質問をしました。

また、そのほかに外部、外部から来るような、そんな政策として、例えば総務省なんかで地域おこし協力隊とか、あと地域おこし企業人とか、そういった制度もあります。もちろんこれ地方を対象として、東京都の東大和市が適用されるかどうかかわからないんですけども、補助金もついたりとかしてます。いろんな方法で、人材を活用していくことで、限られた財政の中で持続可能性のあるような自治体運営ができるんじゃないかなというふうに考えて、今回この質問をさせていただきました。

しっかりと時間をかけて、やっぱり東大和市で活躍していく人材を育ててほしいというふうに思います。そのためには、東大和市の人材育成のビジョンはこうだということをしっかりと示して、しっかりと採用をして、しっかりと教育をして、市民サービスの向上につなげてほしいなというふうに思います。

我々議員も全て東大和市内に在住してですね、それぞれ地域に密着した活動を日々行っております。市の職員ってというのは、ただ市で職務を全うしてるだけではなくて、市内に住むことによって、前、防災のときも話したかもしれませんが、駆けつける時間が短いですね、市内だと。これ市外だと、交通途絶にすると、そもそも東大和市の災害本部までたどり着けない。そういったこともありますし、ふだん地元にいることで、地元の課題も見えたりします。

そういったことで、前、地元の優先枠みたいなのはどうだって話もちよっとしたんですけども、できるだけ東大和市に長く住んでもらえる人を、しっかりと教育していくって、そういった人事制度っていうか、そういったビジョンが必要だになっていうふうに思います。ぜひとも将来を見据えた形で、東大和の人材を活用していくような、そんな政策を望んで、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 大 后 治 雄 君

○議長（中間建二君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2番 大后治雄君 登壇]

○2番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、まず、1、市民の生活と困窮について。

①孤独死防止対策と事後の対応についてであります。

アとして、市の現状と対応は。

次に、イとして他自治体の現状と対応は。

そして、ウとして今後の課題につきまして伺います。

続きまして、②行旅死亡人対策についてであります。

アとして、市の現状と対応は。

次に、イとして他自治体の現状と対応は。

そして、ウとして今後の課題につきまして伺います。

失礼いたしました。

1、市民の生活と困窮対策についてであります。

次に、②行旅死亡人対策についてであります。

もう一度申し上げます。

アとして、市の現状と対応は。

次に、イとして他自治体の現状と対応は。

そして、ウとして今後の課題につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[2番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、孤独死に関する市の現状と対応についてであります。単身生活の方が誰にも

みとられずに自宅で死亡する事案につきましては、一般的に高齢者が多く、市に安否の確認を求められたケースも多くは高齢者の事案であります。市が対応した死亡事案につきましては、平成30年度は2件であり、過去数年においても多くて年3件程度という状況であります。その対応につきましては、高齢者の見守り体制を充実させることが重要であると考えております。現在、3カ所の高齢者見守りぼっくすや、高齢者見守りネットワーク～大きな和～を活用し、日常的な見守りを実施しており、また現に安否確認を要する事案が生じた場合には、警察、消防などと連携しながら迅速に対応するように努めております。

次に、他の自治体の現状と対応についてであります。他市における孤独死の現状や対応につきましては、具体的に把握はしておりません。なお、東京都が平成27年に調査したところによりますと、都内の62自治体のうち、多くが民生・児童委員、民間事業者等が参加する見守りネットワークの構築を進めているとのことであり、

次に、今後の課題についてであります。孤独死の一因としまして、生前の生活において社会的に孤立していることが想定されるため、そのような状況にある方の把握が重要であると考えております。しかしながら、社会的に孤立した方の中には、社会との接触を意図的に遮断している場合があるため、表面化しづらく、その存在を認識することすら困難な場合があることが課題であると認識しております。関係機関との連携を初め、官民合わせた重層的な見守り体制を向上させてまいりたいと考えております。

次に、行旅死亡人対策の市の現状と対応についてであります。市内で死亡しているのが発見され、身元不明ということで、行旅死亡人として対応している件数は年間数件程度あります。また、行旅死亡人が市内で発見された場合の市の対応としましては、警察から状況の説明並びに死亡者の引き渡しを受けた後、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、市において火葬し、官報に公告を行うこととなります。

次に、他の自治体の現状と対応についてであります。他市における現状や対応につきましては具体的には把握はしておりません。なお、幾つかの自治体に確認したところ、行旅死亡人の発生状況は当市と大きな差がなく、また単身生活の方が死亡し、本人確認できない場合は、行旅死亡人として取り扱われるとのことでありました。

次に、今後の課題についてであります。単身生活の方が死亡し、身元確認がとれずに行旅死亡人として取り扱われるケースがありますが、そのような方の中には、意図的に社会と接触を遮断している方もおります。そのような方に市が働きかけをしようとしても、まず存在を把握することが困難な場合があり、これが課題であると認識しております。現在、関係機関との連携を初め、官民合わせた重層的な見守り体制を向上させてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番（大后治雄君） 御答弁どうもありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1、市民の生活と困窮対策についてより、①孤独死防止対策と事後の対応についてのうち、アの市の現状と対応はであります。

まずですね、当市の孤独死の定義から、まずは教えていただきたいと思えます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死の定義でございますが、実は公的な定義というものは統一されておられません。内閣府が高齢社会白書を発行しておりますが、ここには「誰にも看取られることなく亡くなったあとに発見される死」というふうに定義しております。

また、東京都監察医務院では、孤独死につきまして異状死、これは自殺、事故あるいは死因不明の死のことでございますが、この異状死のうち、自宅で死亡されたひとり暮らしの者というふうに定義しております。その他の機関でも、それぞれの定義がございまして、学術論文によりますと、定義だけで11種類あるというふうに説明されております。表記にも違いがございまして、孤独死のほか孤立死も使用しております。意味は同一であるという説もあれば、孤独死につきましては、孤独であるという主観的要素、これを含めているというふうに考えて、孤立死と区別する考えもございまして、行政文書におきましては、孤立死を使用している例が多いと理解しております。

以上であります。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。いろんな定義があつて、なかなかこれというようなものがないと。ただ、1点ですね、内閣府の高齢社会白書においては、そのようなことが書いてあるというのが、一つのおすすめとなるんじゃないのかなというような御答弁でありましたけれども、確かに孤独死の概念というのはなかなか、我々何となく、その気持ちというか、我々のそれぞれ一人一人の中では、こんなもんじゃないのかなというふうなところはありますけども、まさにこういうもんだつていう定義って、なかなか聞いたことがないんじゃないか、確かにそういうふうに思いますので、なかなかその辺が、法律的なその定義云々というところまでなってくるのはなかなか難しいのかなというふうに思います。

それでは、当市では孤独死の定義だとか類型ですね——はどのようなふうに分類されていますでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 先ほど御答弁いたしましたとおり、孤独死の定義が統一されておられませんので、類型化というものもなかなか難しいと考えております。典型的な孤独死の要件といたしましては、単身世帯、それからみとりなく死亡というのが、多くの定義で採用している要件というふうに理解しております。

なお、類型ではございませんが、孤独死の特徴につきましては、先ほどの東京都監察医務院が述べておまして、女性よりも男性が多い。それから、平均所得が低いほど孤独死発生率が高いという報告をしております。以上であります。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。女性よりも男性が多いって、なかなか興味深いところであるんですけども。

では、当市におけます孤独死の経年の人数ですね、これまでの年ごとの人数、それからまたこれまでの推移というのがわかれば教えていただきたいと思っております。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 孤独死に関しまして、当市ですとか、あるいは26市に関しまして、経年のデータというものはございません。

なおですね、東京都監察医務院が、毎年、東京23区内における単身世帯で自宅での異状死、先ほど申し上げました自殺や事故、死因不明の死でございますが、この異状死の数というものを公表しております。これによりますと、平成26年には4,466人でありましたが、5年後の平成30年には5,513人に増加しているということでございます。

以上であります。

○2番(大后治雄君) 5年で大分ふえているというようなところですよ。

では、その東京都監察医務院のデータですかね、そのうち世代別とか、それから男女別の人数というのはわかりますでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 先ほどの東京都監察医務院の平成30年度の公表によりますと、5,513人の内訳

でございますけれども、男性が3,845人、女性が1,668人で、男性は女性の約2.3倍、全体の約70%を占めております。世代につきましては、全体5,513人のうち、15歳未満の方はゼロであります。

一方、15歳から64歳のちょうど生産年齢人口に当たる世代では1,646人、それから65歳以上の高齢者につきましては3,867人でございまして、高齢者が全体の約70%となっております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

と言いますと、大体5,500人のうち7割が男性、またその5,500人のうち7割が高齢者ということでありまして、男性の高齢者ってのが、それからすると約半数ぐらいになるんじゃないのかなというところになってきますよね。

そちらの数字もなかなか興味深いところでありまして、それではちょっと見方、変えまして、地域別ではどうなっていますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まず、当市を含めた26市に関する地域別のデータというのは確認できませんでした。少し古い情報になりますが、先ほどの東京都監察医務院が平成22年に公表いたしました東京23区における孤独死の実態におきましては、東京23区の地域別の発生状況を公表しております。これによりまして、孤独死の発生につきましては、中央区、台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区が含まれる城東地域が最も多いとされております。以下ですね、文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区が含まれる城北地域、それから港区、品川区、目黒区、大田区が含まれる城南地域の順で続くというふうになっております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

下町に集中しているのかなというような感じですよ。この今御答弁いただいた地域の中には、世田谷とかは入ってきてないんですよ。あとは、そうだな……練馬もないですね。

そういったところでは、なんか多分、これもうちょっと分析すると、孤独死の多い地域ではこういう傾向があるっていうことになってくるんだろうと思うんですけども、それはまたちょっと別途、考えることといたしまして、次に孤独死の原因別ですね、原因がどういうふうになっているのかがわかれば教えていただきたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都監察医務院が公表いたしました東京23区における孤独死の実態によりまして、孤独死の原因として心臓疾患、これが多いということになっております。なお、男性に限りますと、アルコールに関連した疾患で亡くなる人が多いとも報告されております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 世の中でいろいろと言われてるようなステレオタイプというかね、そういったような感じなんですかね。アルコールに溺れて亡くなるとか、それから心臓の持病があるわけではないですけども、結構、自然死の中でも、何か突然死の場合は、いわゆる心停止とか、そういったところに集中しているというか、そういうふうには死亡の原因を求めることが多いというようなことが結構言われてるんですけども、結構そのいろんな持病を持ちつつ心停止に至るというようなところで、そこが死亡の原因になってるけども、本来はいろんな持病も持ってるので、心停止に至ってしまったというようなことにも、多分つながってるんじゃないのかなというふうには思うんですね。なかなか当市についての統計がないので、細かいところ伺えなくて残念なんですけども。

それでは、その生活保護を受けている世帯とか、それから受けてない世帯別で、孤独死の人数というのは別でわかりますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 生活保護の受けている、受けてないの区別での人数ということにつきましては、まことに申しわけございませんが把握してございません。

なお、先ほどの東京23区における孤独死の実態によりますと、孤独死の発生というものは、失業などの経済的な項目と相関関係があるというふうにされております。特に男性につきましては、完全失業率の高い区ほど、孤独死発生率が高いというふうに報告されております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） いろんな相関関係が本当にあるんじゃないのかなというような、経済的な部分ですとね。相関関係は間違いなくあるんじゃないのかなというふうなところが、これで類推されるわけですけども。

いろいろと市に情報が上がってくる場合があるかと思うんですが、当市の孤独死の件数というのは、他自治体と比較した場合、どういうふうになっているのかっていうのが、わかれば教えていただきたいんですけども。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死に関する当市のデータ、あるいは他市との比較ということでございますが、こちらにつきましても申しわけございませんが、ちょっとデータはございません。

なお、平成27年の国勢調査でございますが、一般世帯における市の単身世帯率というものは、約29.72%となっております。26市の平均は約39.07%となっておりますので、これより低いということでございます。このため孤独死のリスクにつきましては、他市と比較すると高くはないのではないかと考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

確かにそういったような統計がないですけれども、ほかの国勢調査の関係で、単身世帯率で見るとほかの市よりも低いので、そういった点では孤独死の率は低いのではないかなというところですよ。

では、先に進みますけれども、孤独死防止の当市の現状の具体策を教えてくださいたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほど申し上げましたが、東京都監察医務院の公表資料によりますと、孤独死のうち65歳以上の高齢者の割合が約7割ということでございます。このため市といたしましては、高齢者の見守り、これを充実させております。

具体的に申し上げますと、高齢者見守りぼっくすによるアウトリーチですとか、あるいは民間事業者による高齢者見守りネットワーク～大きな和～、あるいは社会福祉協議会による見守り・声かけ活動など、専らマンパワーによる見守りと、それから民間緊急通報システムなどのシステムによる見守りという形で、高齢者を重層的に見守っております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 孤独死防止につなげるためには、とにもかくにもその方が生きてるうちに孤独に陥らせないように、社会とつなげられるような対策が必要であるのは間違いのないと思うんですけども、その点につきましての御見解を伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死の防止に資するものとしていたしましては、生前における孤立化の防止ですとか、あるいは孤独死の発生後の早期発見というものが大事だと思います。そのためには、地域社会とのつながりが不可欠であるというふうに考えております。特に高齢者につきましては、見守り体制の構築とともに、社会とのつながりとして、通いの場というものの整備が大切であると認識してございまして、現在、介護予防

リーダーの養成をして、高齢者の通いの場というものを整備しておりますが、引き続きこの取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） しっかり取り組んでいただきたいと思うんですけども、例えば、市のほうに市民相談があったにもかかわらず、残念ながら孤独死に至ってしまったというような事例はありますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 高齢者ほっと支援センターにおいて、見守りの支援を必要とする高齢者ということで配慮していた方がおりましたが、この方が誰にもみとられずに孤独死したという事案があったというふうに伺っております。なお、これは早期に発見されております。

見守り対象といえども、24時間常時見守りをするということは不可能でございますので、孤独死が発生してしまった事案であるというふうに認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） では、御本人ではなくて、例えば近隣の住民とか知り合いからの相談などのケースというものはあるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死対応というものは、私ども安否確認という形で現場に出向きますが、この安否確認につきましては、外部からの情報提供によって行われるということがほとんどでございます。

情報の提供者といたしましては、新聞や宅配弁当の事業者ですとか、あるいは介護事業所のヘルパーなどが典型的でございますけれども、議員がおっしゃったように近隣住民からの情報提供もございまして、例えばシャッターが閉まりっ放しであるとか、あるいは最近姿が見えないと、こういうような相談がありまして、私どもですとか、あるいは、ほっと支援センターの職員が確認を行うという場合もございます。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 今、御答弁いただいたような、例えば新聞をとっているとか、それから宅配弁当をとっているとかっていうのも、重要な一つのつながりに、社会との接点になるんじゃないかなというふうなところもあろうかと思うんですね。

次にいきますけども、孤独死とは申しても、別居の家族や親族がいる場合と、そうでない場合があるんじゃないかなというふうに思うんです。特に問題となりますのは、天涯孤独の場合だと思うんですが、家族を含む親族がいる場合といない場合におけるその事後の対応というのを、時系列で追って教えていただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まず親族等がいる場合でございますけれども、この場合にはすぐにその方に連絡をとって、状況の御説明ですとか、あるいは御遺体の引き取りの依頼をするということでございます。この手続につきましては、通常は警察が行います。御遺体のほうを引き受けていただいた場合には、その後、御親族様が死亡届の提出ですとか、火葬あるいは埋葬へと進むということでございます。

一方、警察が調査をしましたが、親族等がないという場合には、警察から市のほうに御遺体が引き渡されます。市のほうでも再度一定の調査をいたしますが、親族等が確認できない場合には市の負担で火葬をし、埋葬をいたします。

この場合、亡くなった方の身元がわかっている場合には、墓地埋葬等に関する法律により、それから身元がわかっていないという場合には、行旅病人及行旅死亡人取扱法によって、市が公費で負担して火葬等を取り行います。

なお、遺留金がある場合には、その経費に充当することができるものとなっております。

それから、御親族がいても、御遺体の引き取りを拒否される場合がございますが、この場合には御親族がない場合と同様の手続をとるということでございます。

以上であります。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

葬儀や財産処分など、事後処理には多くの金銭的、物理的な負担が生じると思うんですけども、今ほどちょっと説明もいただきましたが、天涯孤独であった場合の負担者というのは、最終的にはどちらになるのでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) まず人が亡くなりますと、自動的に相続というものが発生いたします。したがって、市としては相続人を検索いたしまして、その方に連絡をして遺留財産等の引き受け、あるいは処理を依頼するということとなります。

ただ、相続人が不明の場合には、この残された相続財産を管理するためには、債権者などの申し立てに基づきまして、家庭裁判所が相続財産管理人、これを選任して、この相続財産管理人が遺留財産を管理することとなります。

なお、この相続財産管理人につきましては報酬が必要ですし、あるいはその他の事務経費というものもかかりますけれども、これは相続財産から支払われます。ただ、この相続財産が少ない場合ですね、僅少な場合には、相続財産管理人選任の申し立てを行った方が家庭裁判所に供託金を提供しますけれども、この供託金から支払われるということでもあります。

それから、孤独死の場合には部屋の汚損ということが発生しますが、この汚損があった場合には、その経費というものは通常でしたら敷金での清算ですとか、あるいは連帯保証人がついてれば、その連帯保証人への請求という形で対応されます。

しかしながらその敷金がない、あるいは連帯保証人がいないという場合には、相続人も検索いたしますけれども、それも不明であるとする、これは事実上でございますが、貸し主である大家、これが負担せざるを得ないという状況であります。

以上であります。

○2番(大后治雄君) いろんなところに影響が及ぼされるというようなところなんだろうと思うんですが、こうした事後対応にかかる費用というのは、どのくらいになるものなんでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 東京家庭裁判所に相続財産管理人を申し立てる場合においては、一般に約100万円程度の供託金が必要というふうに言われております。この供託金は、相続財産で充たし切れない経費、先ほど申し上げました相続財産管理人の報酬ですとか、その他の事務処理経費ですけれども、こういった経費に充当されます。したがって、相続財産が僅少な場合には、結果的に相続財産管理人の選任の申立人が、その費用を負担することになるということでございます。

それから、遺留品の処分、これも業者に委託をすれば一定の経費がかかります。それから、汚損した部屋の原状回復についても同様ということになります。

一般社団法人日本少額短期保険協会、こちらがこういった経費の平均の値を公表しておりますが、財産処分の平均につきましては約20万円。それから、原状回復の平均につきましては約39万円というふうに算出しております。



以上であります。

○2番（大后治雄君） なかなか結構かかるわけですね。

孤独死があった賃貸住宅等の復旧に対する相談なんていうのは、市のほうにあるんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 現段階では、市に賃貸物件の復旧に関する相談というものは確認されておられません。

以上であります。

○2番（大后治雄君） それでは、その孤独死があった賃貸住宅等の復旧に対する補助制度なんてのはあるんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死があった場合の原状回復に要する費用、これを補助する制度というのは市にはございません。それから、他の自治体も調べましたが現段階では確認ができません。

なお、こういった場合には、通常家主が保険加入をして、それに対応するということが多かろうというふうに想定しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 確かに保険でっていうのが、一般的なのかなというふうにも思います。

では、これまで市で対処不可能な事例というのはあったんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死による財産上の問題に関しましては、先ほど申し上げましたとおり相談そのものがないために、ちょっとお答えすることができないということでございます。

御遺体の火葬の手续におきましては、火葬までに長期間を要した事案というものがございます。この事案は親族がおりましたが、何らかの事情で孤独死した方の本人確認を行わなかったと。このために身元の判明に時間がかかりまして、1年近く御遺体が保管されるという事案でありました。

現行の制度では、このような場合には自治体も動くことができませんので、長期にわたって御遺体を保管することとなったということでございます。

以上であります。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

---

午後 3時52分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

では次に、イ、他自治体の現状と対応はにまいます。

近隣自治体を含む他自治体の現状につきまして、詳細がわかれば改めて教えていただきたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほど申し上げましたが、この孤独死につきましては、統計というものがございませんので、他自治体の状況というのは不明でございます。

以上であります。

○2番（大后治雄君） わかりました。

では、他自治体でも、民生・児童委員や民間事業者等が参加する見守りネットワークの構築など、いろんな対策をとっているというふうに御答弁いただきましたけれども、特に参考となるような対応策などはあります

でしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死を直接防ぐことというのは、困難であるというふうに考えております。しかし、孤独死が発生した後の対応について、この工夫をしている自治体というのはございます。

例えば、さいたま市は、異変に気づいた事業者が、行政に通報する際のガイドラインというものを制定して、通報の基準例ですとか、通報までの時間、通報先などを定めております。こうしたガイドラインというものは、私どもにとって研究する価値はあるというふうに認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 当市も、基本的に孤独死がないということは言い切れないので、こういったところをぜひ参考にさせていただきたいなというふうに思いますが、ほかに国や東京都からの何らかの指導、指示や財政措置というのはあるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死対策に関する国や都の指導、指示あるいは財政措置というものは現段階では確認できておりません。

なお、孤独死の発生につきましては、先ほど申し上げました高齢者というものが多いものですが、若年層でも発生しております。また、孤独死された方の多くは、生前は社会的孤立状態だったというふうに思われております。したがって、この若年層を含めた孤立状態の解消への取り組み、これが結果的に孤独死の減少にも役立つというふうに考えております。

国はこれからの社会として、地域共生社会という理念を掲げております。そして、その対応を進めておりまして、報道によりますと社会福祉法というものを改正して、本人や世帯の属性にかかわらず、断らない相談支援、それから社会とのつながりを回復する参加支援、孤立を防ぎ、多世代の交流や、多様な活躍の場を確保する地域づくり、これを市町村の新規事業として位置づけるということでございます。こうした動きに関しまして、私ども情報収集に努めてまいりまして適正に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） それでは、国や東京都の本件に対する認識と、それから国や東京都からの財政面以外での対応などがわかる範囲で教えていただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 国におきましては孤独死につきまして、実態把握のあり方に関する調査研究というものを行っておりまして、孤独死を課題として認識しているようであります。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり孤独死そのものの定義、これが統一化されておられません。それから、全国的な実態調査、これもされておられません。したがって、基礎的な情報が不足しておりまして、これを改善する動きというものが今のところ確認できておりません。

東京都におきましても監察医務院による統計情報というものが公表されておりますが、それ以上の具体的な対応策というものも確認されておられません。しかしながら、孤立化の一種であるひきこもり、これに対処するための支援策につきましては、市町村に対しまして、ひきこもり問題の相談窓口を設置するよう国の通知が发出されております。

また、孤独死に関しまして直接的な取り組みではありませんけれども、東京都におきましてもホームページ上で、ひきこもりサポートネットというものを開設いたしまして、NPO法人によるセミナーの開催などを情報提供しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

確かにそのひきこもり云々というところも、一つきっかけになるというところだろうと思うんですね。いわゆる5080問題とか、それからあとは、いわゆるセルフネグレクトに起因するような、ごみ屋敷問題であるとかというところが、それぞれそういう顕現してくるというか、あらわれてくる、そういった我々の目にあらわれてくるようなところでもって、孤独死というのが社会的に明らかになってくるというところなのか。そういうのが、一つ一つが出てきて、孤独死というのが、我々が認識をできるような状態になってくるというふうなところも、つながってくるんじゃないのかなというふうにも思うんですね。

わかりました。どうもありがとうございます。

では、次にウの今後の課題はにまいます。

では、当市におけます孤独死の今後の推定件数というのがわかれば教えていただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 厚生労働省によりますと、平成30年度の全国の死亡者数は約136万人とされております。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、21年後の令和22年、これは西暦で2040年になりますが、この年の推定死亡者数は167万人としております。すなわち、30万人以上、率にして23%以上増加するということが示されております。

これは市の推計値ではございませんけれども、全国の推計からすると死亡者数というのは増加して、それからまたさらに単身世帯も伸び続ければ、結果的に孤独死の数、これもふえるものというふうに認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

細かい数字がおわかりにならないというか、統計を出していないというところだろうと思うんですけど、これから伸びていくのは間違いないというところなんじゃないかなというふうにも思うんですね。

では、当市では本件の課題をどういうふうに捉えて、これからどう対処されていこうというふうにお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 孤独死そのものを防ぐことは難しいと認識しております。しかしながら、孤独死の前段階である孤立化からの脱却ですとか、あるいは孤独死があった場合の早期発見、これは行政による見守り体制の整備ですとか、あるいは相談支援体制の充実、さらには地域における人と人とのつながり、これを図ることで対応可能な問題ではあるというふうにも認識しております。

国におきましては、地域共生社会という理念を示しまして、地域とのつながりを重視し、相互に支え合う社会というものを目指す、こういった方向性が出ております。このことを踏まえまして、緩やかなつながりが維持される地域づくり、これが対処の基本ではないかと考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） それでは、例えば新たな補助制度の創設とか、それから市民相談施策の強化などについてのお考えを伺えればと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 賃貸物件で孤独死というものが発生いたしますと、現状では建物の持ち主が原状回復などの費用負担をすると、これが一般的でございます。損害保険会社の保険商品といたしまして、孤独死により必要となった原状回復費用ですとか、あるいは損失家賃を保険給付の対象とする商品が開発されております。しかしながら、このような損失に関しまして、自治体が財政支援をしているとの事例は確認がとれて

おりません。また市の財政状況を考えますと、現段階ではこのような補助制度等は難しいというふうと考えております。

また、市民相談の強化につきましては、相談実績がないために、直ちに新たな取り組みを進めるということでは考えておりません。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、地域共生社会という理念のもと、国は断らない相談支援というものを新規事業として位置づけようとしております。こういった国の動向を踏まえつつ、適切に対処する必要があると、このように認識しております。

以上であります。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

保険に関しましては、そういったようなニーズがあるから、そういったものが出てくるというようなことなんでしょうかと思うんですね。そういった意味では、財政的ないろんな問題もありますが、新たな補助制度、それからまた市民相談がないというようなことがあるかもしれませんが、積極的にそういったものを見つけ出して、何とか社会的な孤立から逃れさせるような方策を進めていくというようなことが、必要なのかなというふう思うんですけれども、ではこの問題についての最終的な目標は何だというふうに市のほうはお考えでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 最終的な目標ということでございますけれども、具体的な数値目標というものがあられるわけではございません。

孤独死の対応につきましては、孤立化防止に関連する問題でございますので、見守りと相談支援の充実とともに、相互に支え合う地域づくりの問題として捉えて、この点をさらに充実させる必要があるというふう考えております。

以上であります。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございました。

では、次に②の行旅死亡人対策についてのうち、アの市の現状と対応はにまいます。

では、行旅死亡人の定義から、まずは教えていただければと思います。

○生活福祉課長(川田貴之君) 行旅死亡人の定義ですが、行旅病人及行旅死亡人取扱法によりますと、行旅中に死亡し引き取り者のないもの、住所、居所もしくは氏名が知れず、かつ引き取り者のないものとなっております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) では、当市では行旅死亡人の類型というのはどう分類されていますでしょうか。

○生活福祉課長(川田貴之君) 特に類型化はしておりませんが、実績としましては、居宅で発見される方と居宅外で発見される方と分類しております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) では、当市におけます行旅死亡人の経年の人数、それからこれまでの推移がわかれば教えていただきたいと思っております。

○生活福祉課長(川田貴之君) 行旅死亡人の平成26年度から平成30年度までの5年間の人数の推移でございますが、平成26年度、平成27年度がゼロ件、平成28年度が2件、平成29年度がゼロ件、平成30年度が1件でございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) では、そのうち世代別や、それから男女別の人数というのはどうなってますでしょうか。

○生活福祉課長(川田貴之君) 世代は60歳から70歳ぐらいの男性が1名、80歳から90歳ぐらいの女性が1名、年齢・性別不詳の方が1名でございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) 年齢・性別不詳の方が1名というのはちょっとあれなんですけども、では地域別というのはどうなっていますでしょうか。

○生活福祉課長(川田貴之君) 地域別は、多摩湖、向原、奈良橋で発見されております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) では、行旅死亡人のその原因別がわかれば教えていただければと思います。

○生活福祉課長(川田貴之君) 過去5年間の行旅死亡人案件3件のうち、全てが死因は不詳でございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) わからないということですね。

では、当市の行旅死亡人の件数というのは、他自治体と比較した場合どうなんでしょうか。

○生活福祉課長(川田貴之君) 幾つかの市に確認させていただきましたが、大きな差はございませんでした。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) それほど件数が多いということなんだろうというふうに思うんですけどね。

では、行旅死亡人防止の当市の現状の具体策というのを教えてください。

○生活福祉課長(川田貴之君) 行旅死亡人とは、身元不明の死亡者であります。当市では生活保護を受けていた単身と思われる方が自宅で死亡したと推測されるケースで、その方が地域との交流などがなかったために、死後、日にちの経過により本人確認ができないため、行旅死亡人として対応した例がございます。このことから、周囲の方や関係機関のかかわりと情報提供が重要と認識しております。このため生活困窮者自立支援調整会議などにより、地域の関係機関との顔の見える関係を築き、情報提供をいただくことで支援対象者の孤独死の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

孤独死の方、それから行旅死亡人の方というところが、こういったところにつながってくるというようなことなんだろうと思うんですけども、では事後対応にかかる経費というのはどのくらいになるのでしょうか。

○生活福祉課長(川田貴之君) 平成30年度の案件についてかかった経費としましては、葬祭費用などで約21万円ほどでございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) その内訳というのを教えていただけますでしょうか。

○生活福祉課長(川田貴之君) 葬祭費が19万7,288円、官報公告料が1万2,480円でございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

では、次にイの他自治体の現状と対応はにまいります。

近隣自治体を含む他自治体の現状につきまして、詳細がわかれば改めて教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 詳細を把握しておりませんが、幾つかの自治体に確認したところでは、本市と大きな差はない状況でございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 他自治体もいろんな対策をされてると思うんですが、特に参考となるような対応策というのはありますでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 特段、参考となる対応策は確認できておりません。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 特段、差はないというようなところなんだろうと思いますが、では国や東京都からの何らかの指導、指示や財政措置というのはありますでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 東京都からは事務の手引が配布されておりまして、行旅死亡人の事務についての詳細な事例などが記載されており、市ではその手引に基づき事務処理を行っております。また財政措置につきましては、都の負担金である行旅死亡人取扱事務費負担金により、市が負担した官報公告料の実費額と生活保護法の葬祭扶助の範囲内の葬儀費用などについて、補助率10分の10で費用弁償を受けることができます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

では、国や東京都の本件に対します認識と、それから国や東京都からの財政面以外での対応など、わかる範囲で教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 本件についての国や都の認識について、特に通知されておらず、確認することはできませんが、警察とは連携による身元確認など、一定の範囲で相互協力をいただいております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

では、次にウの今後の課題はにまいます。

本市では、本件の課題をどう捉え、どう対処していこうとお考えでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 行旅死亡そのものを防ぐということは、孤独死と同様に大変難しいというふうに認識はしてございます。地域交流がなく、孤立した状態で居宅ですとか施設、そういったさまざまところで倒れ、死亡した後に悲惨な状態で発見されるのではなく、周囲に速やかに気づかれていくことにすることが課題であるというふうには考えてございます。このため、やはり地域との関係機関との顔の見える関係を構築するとともに、地域とのつながりをより強くし、必要な支援と孤独死が発生した場合の早期発見につなげてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

では、最後に改めまして市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 孤独死あるいは行旅死亡人ということで、社会との関係が希薄な方が起こりやすいのかなというふうに考えますけれども、何らかの事情があるとは思われますけれども、基本的には人間は1人では生きていけないんだというふうに考えており、行政と地域社会が手を差し伸べ、孤立した方が支え合いの輪の中に入ってくるように、努めていければというふうに考えております。また、今回シニアの活躍するまちを挙げて、掲げまして、まちづくりを進めておりますが、こうしたシニアの方々の人生経験は、孤立した人を救う力を

持つてゐるのではないかなというふうにも考えてございます。シニアを含めた地域住民の皆さんのお力をいただきながら、支え合いのまちづくり、地域共生のまちづくりを進め、孤立死などの解消につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございました。

人によりまして、趣味趣向というのはさまざまでありまして、そのうち孤独を楽しむという生き方もあろうかと思うんですが、基本的に生きるも死ぬもなるべく人様に迷惑をかけないということが肝要かと思えます。そういう意味におきまして、人間というのは社会的動物なのでありますから、市におかれましては、せめて社会との最低限度の接点は残しておいていただくような方策を見出すとともに、ぜひ実施していただきたいと強く要望するものであります。今後もしっかりとしたお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中野志乃夫君

○議長（中間建二君） 次に、22番、中野志乃夫君議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。

まず、元号西暦の併記についてということであります。

東大和市の公文書では元号のみを表記としておりますけれども、社会の流れとして元号西暦併記にするべきではないでしょうかという点が、まず1点です。

次に、戦災変電所についてであります。

来年の2020年8月に東大和市で戦争遺跡保存全国シンポジウムの大会が開催されることになっております。その意義を市はどう認識しているのでしょうか、お答え願います。

2番目として、戦災変電所を教育現場では、どのように活用しているのかということであります。

3番目として、旧日立航空機株式会社に関する記述で、事実誤認が、これは東大和市史や資料編等で散見されますが、どのように訂正・対処していくのかについて具体的にお答え願います。

4番目として、最後に戦災変電所の存在価値を市役所全体で認識し、平和のシンボルとして内外にもっと発信すべきと考えますが、市はどう認識しているのでしょうか。

以上、お聞きいたします。よろしくお願いたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、元号西暦の併記についてであります。現在市では文書における年の表記につきましては、従来から慣行により原則として元号を使用しておりますが、必要に応じて西暦を併記しているところあります。現時点では、全ての文書において一律西暦を併記という考え方は持っておりませんが、令和元年5月の改元を契機に、一部の地方公共団体において、元号と西暦の併記を原則としたことは承知しております。今後、研究してまいります。

次に、旧日立航空機株式会社変電所についてであります。戦争遺跡保存全国シンポジウムの大会は、平成

9年、戦争遺跡保存全国ネットワークが設立されて以来、毎年、全国各地で開催されている大会であると認識しております。市では、現在貴重な戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所を保存するための取り組みを行っているところでありますが、令和2年8月にシンポジウムの大会が、当市を会場として開催されることにつきましては、これまで以上に変電所の存在を市内外に発信することができ、大変有益な機会であると認識しているところであります。

次に、戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所の学校における活用についてであります。現在、市内全ての小学校における社会科の授業において、旧日立航空機株式会社変電所を取り扱うとともに、一部の小学校では、旧日立航空機株式会社変電所を見学する校外学習を実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市史等における旧日立航空機株式会社に係る記述についてであります。東大和市史等は市の歴史を再認識するとともに、次代へ継承していくことを目的として、平成7年3月以降、順次発行されてきた刊行物であります。これらの刊行物が発行された後に、新たな調査や発見等があり、編さん時の記述と異なる事実が判明した場合は、正誤表などを用いて対応しているところであります。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の平和のシンボルとしての内外への発信についてであります。平成7年10月に市の文化財として指定を受けた旧日立航空機株式会社変電所は、全国的に見ても大変貴重な戦災建造物であると認識しているところであります。現在、市では文化財ボランティアの皆様の御協力をいただきながら、毎月第2日曜日に定例公開を実施するほか、要請に応じて随時、特別公開を実施しているところであります。今後も変電所の存在を広く知っていただけるよう、公式ホームページ、ツイッターやフェイスブックのSNS等を積極的に活用しながら、情報を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所の学校における活用についてであります。現在、市内全ての小学校において、第3学年の社会科における、東大和市のうつりかわりと人々のくらしの単元や、第6学年の社会科における、戦争と人々のくらしの単元において、旧日立航空機株式会社変電所を取り上げております。また、平成31年度は市内の小学校4校において、旧日立航空機株式会社変電所を見学する校外学習を実施しております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） それでは、まず最初に元号と西暦併記に関してですけれども、確かに書類によっては併記されていたりですね、されてることも承知しておりますけれども、基本が元号のみということの形で進んでおりますから、当然ながら昭和、平成、それで今、令和と、こうやって変わってきますと、元号のみでやると何年前の話かとか、大変苦勞をするわけでありまして。この間、何年間、こういうことがあったかとか、いろいろ事例を考えると、大変不便を生じている現状があります。ですから、その点に関しても、やはり西暦と併記して書くことによって、やはりいろいろな点で有益ではないかと思うので、ぜひそう進めたいと思いますけれども、その点、再度お答え願います。

○総務部長（阿部晴彦君） 元号につきましては、確かに議員のおっしゃられますように、メリットとデメリットとあります。そういうものはあろうと思います。そのようなことも加味しながら、現状におきましては基本は元号、そして必要に応じて、あるいはその文書の対象者といいますか、そういう事案に応じまして西暦を



併記して、よりわかりやすくというようなことで現状は使っているといえますか、必要に応じて使って、西暦も併用しているというような状況でございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 現状はそうなんですけれども、私としてはぜひ基本的に併記をお願いしたい。してはだめな理由か何かありますか。

○文書課長(下村和郎君) 西暦を併記できない理由、西暦の使用を禁じられている文書というものは、恐らく存在しないのではないかと考えております。ただ、例えば法律や条例等につきましては、全国的に元号を使用しておりまして、施行日の規定等ですね、こういったところには西暦を使用しておりませんので、原則、西暦併記という考え方をした場合でも、これらについては例外ではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 細かい点で言いますと、本当に歴史的な観点とか、そういう歴史をやる者からすれば、学ぶ者からすれば、現在の元号そのものの歴史的経緯とか、見ていくといろいろ異論はあります、はっきり言って。これ正しいのと。今、宮内庁でも、今回、歴代の天皇が125代でしたっけ、新しい天皇が即位されたということでもなりますけども、そうすると過去の神話の時代から全部引き受けて、その天皇、存在は正しいという形の歴史認識になっていくということになりますと、例えば歴史を学ぶというか、研究してる人は常識ですけども、欠史何代かって言いますけども、最初の天皇から、即位から10代、11代は単純に計算すると年齢が120歳、150歳とかですね、そういう矛盾も起きてくるわけですよ。

これはもう歴史的に関係がないのは常識でね、これはちょっとだから神話の時代ということで認めてるわけですけども、そういう歴史的なことから、観点からすると、これが本当に正しい歴史としてどうなのかっていうことは異論はあります。ただ、私はそのことはあえて捉えずに、単純に、今やはり西暦と、国際社会の中で、やはりいろいろな認識を持っていただく、市民からも、それにしても外国の方もいらっしゃるし、いろいろ現代と、例えば大正何年が今から何年前かというときに、大正14年、大正8年が今から何年前かといったときに、もうぱっと計算できないわけですよ。単純に西暦が併記してあればすぐわかるとか、計算もしやすいし、いろんな認識の上では、やはりもう時代の流れはそうなるんじゃないかと思えます。それなので、ぜひ検討していただきたいし、それを拒む理由はないわけですから。これもちょっと今すぐ結論は出ないみたいですから、要望としておきます。

次に、戦災変電所についてであります。

まず、この変電所に関しては、市長の御答弁でもありとおり、大変貴重なものであるし、やはり内外に発信していくべきものであるという認識は全く同じでありますし、ぜひ進めていただきたいんです。

ただ、今回、来年8月にちょうど東京オリンピックとパラリンピックの間の期間に、ちょうどうまく当てはめて東大和市で全国シンポジウムが行われることに関して、全国戦争遺跡のネットワークから、東大和市のほうには、ぜひ最初は共催していただきたいと、後援だけじゃなくて共催でお願いしますということでの依頼もいきましたけども、共催じゃなくて後援だけにした理由っていうのは何かあるんでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 令和2年8月に東大和市で開催を予定されております戦争遺跡保存全国シンポジウムの大会を、戦争遺跡保存全国ネットワークと協働して開催することについてであります。教育委員会としましては、例年8月の平和月間の期間中、平和市民のつどいを初め、東村山市と連携をしました地域の戦争、平和学習及び広島派遣事業などの事業を実施してきております。また来年は特に、東京2020オリッピ

ク・パラリンピック競技大会の開催もありますことから、今後見込まれる事務や職員体制等ですね、勘案した中で総合的に判断をさせていただきます、共同開催についてはお受けできない旨の回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 例年のいろいろ社会教育課とすれば、担当すべきところが忙しくて対応できないということであれば仕方がないんですが、確かにオリンピックのちょうどそういう大事な時期でもあるので手が出せない、なかなか忙しいというのは理解できますが、本来なら東大和市でこういった全国のシンポジウムがあるということ自体も大変珍しいことでもあるわけです。ましてそれが、うちの東大和市としても、ぜひとももっともっとPRしておきたい、こういう変電所の戦争遺跡についてでありますから、より積極的なかわりをしていただきたい、そう思うわけです。

ですから、少なくとも共催はできないけども、後援はきちっとしていただくということは、既に全国ネットワークのほうにもそういう御案内が来てますし、大変ありがたいんですけども、できれば来年が市制施行50周年、周年事業でもあるので、これに関しては、この大会にもそういった市制50周年、周年事業として位置づけるべきではないかと思うんですけども、その点はどうお考えでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 市制50周年記念事業として位置づけることについてでございますが、市制50周年記念事業として実施する事業につきましては、東大和州市制50周年記念事業の実施に向けた東大和市アクションプランを定めております。そのアクションプランの中に、市制50周年記念事業の趣旨に賛同し取り組む事業という項目がございます。この項目の事業は、地域や市民団体等が市制50周年記念事業の趣旨に賛同し、記念事業として事業を行いたい場合には、必要な手続を経た上で、市制50周年記念事業として位置づけ、実施する事業となっております。現在、必要な手続を定める東大和州市制50周年記念冠事業等取扱要綱の策定に向け検討してるところであります。この要綱に基づきまして、判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 要綱をつくってるという、現段階はわかりましたけども、何だろう、来年の話で、要綱をつくるのもちょっと遅いんじゃないかという気はしてるんですが。それで、既にこれの内容、今の言い方ですと、この内容はもしかしたら要綱に沿わないという判断があるということですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 今要綱を検討中ということでして、他市の状況等は見てるところでございますが、市として最終的な判断に至っておりませんので、そういう意味ではまだそこで判断はできないという答弁をさせていただいたような状況でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと、私は当然こういう事業にこそ、まさにもともと市民団体がかかわっている事業でもあるし、東大和市を内外へPRする絶好のチャンスでもあるし、当然50周年にふさわしい事業になると思ってんですが、実際そういうすぐ答えが出ないというのは、ほかにもっといい企画があつて、それとの兼ね合いで考えてるんですか、具体的にちょっと教えてください。

○企画財政部長（田代雄己君） 具体的というよりは、やはり共通のルールを定めますので、その辺がこの市制50周年記念事業の趣旨に合うかどうかということルール化するわけですね。それはこのシンポジウムに限らず、いろんな事例を認めるかどうかということになりますので、一つだけ取り出して判断を今できる状況じゃないということでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

その一つだけ、今これだけ取り上げるわけにいかないという点ではそうかもしれないけど、これもっと前に、だって50周年の事業に関しての検討を始めてたんじゃないですか、何で要綱づくりがこんなおくれてんですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 準備の段階ということでやってるところでございますけれども、実際50周年の記念事業というのが、来年の4月1日から翌年の3月31日までの期間ということで定めておまして、その中で何をやっていくかということで、今段階的に手続を進めているというような状況で、この要綱については現時点では検討中ということになっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと私は解せないんですけども。

50周年、来年に向けて、市としていろいろなイベントをやりたい。事業でやりたいという話で、幾つか正式決定ではないでしょうけども、いろんな話は聞いてますよ。NHKの朝の体操ですか、ラジオ体操のああいうのを東大和でやってもらうとかいろんな話——でも、それらの事業というのは相当前からお願いしないとね、いきなり直前になってやってくださいというわけにいかないはずだから、当然そういう準備はもっと前からすべきじゃないですか、本来ね。つまりそれだけ、本当に取り組んでるんですかという、逆に私は疑問に思います。

つまり積極的にいろんな事業で、東大和市をもっと本当にPRしたいなら、もっと前向きにですね、積極的にいろんなことを進めといて、今回の既に共催のお願いしたときに、もう既にその時点で、これはそういう事業にふさわしいんじゃないかぐらいの判断はできたんじゃないかという気がいたします。ちょっと遅れてる現状ですから、というか私からすれば遅れてる現状ですから、これ以上、言ってもしょうがないかもしれませんけども、やはりちょっといろんな取り組みではどうなのかという疑問を持ちます。

これ以上言っても同じなんで言いませんけども。

次に、震災変電所を教育現場でどんな活用してるかということに移りますが、小学校では4校が実際に現地に行ったりとか、勉強していると大変ありがたいと思っております。本来ならね、これだけ貴重なものですし、実際に教科書に載ってるわけですね、震災変電所のことが。これはもう私も最初に、教育出版の教科書に変電所が載るということで大変驚きました。つまり東大和市っていう名前が入ったものが、教科書に載ること自体、普通だったらちょっとなかなか考えにくい。あえて震災変電所のことが記述されたというのは画期的なことだと思ってきましたし、これは本当にね、それだけ逆に言うと評価され、価値があることだからこそ教科書に載ったというふうに認識しております。

そこで、関連するんですけども、教科書に関して今回、調べたら、今までの教育出版以外にも、あともう一つ実教出版というところから、教科書にも震災変電所の記述が載りました。つまり2社の教科書会社に東大和の震災変電所が載っている。しかも、実教出版の内容で見ますと、学習資料という項目の中でね、地域に残る戦争遺跡と、東京都東大和市、あと写真つきで旧日立航空機株式会社変電所っていうところまで、具体的な記述で項目が載ってるわけですね。そこで、そういったものを一緒に勉強しましょうとかですね、そういう記述まである。画期的なことだと思います。

逆に言うとそれだけ評価が高いっていうあらわれだと思んですが、そういう中で、ただ残念なことに、今回、新年度の教科書では、その震災変電所が載った教科書じゃない教科書が採用されて使われるっていう、

ちょっとこれ大変残念な結果になったんですけども、この辺の経過、ちょっと一言どうでしょうか、教育委員会としてはどうお考えなのか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 社会科教科書の採択についてであります。東大和市立小学校において、令和2年度から4年間使用いたします社会科の教科書は、東京書籍を採択いたしました。採択に当たりましては、教科書調査部会の教科書調査、研究を経て、教科書採択資料作成会議が作成した教科書調査研究資料を活用するとともに、教科書展示会における市民の声なども踏まえて、内容の選択、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜などから、教育委員会において第3学年から第6学年まで全ての学年を対象にして、総合的に審議し、採択したところであります。

審議において教育委員から御意見いただいた東京書籍の特にすぐれた点につきましては、主に次の3点でございます。

第1点目に、写真、図などの資料が豊富で読み取りやすい、またイラストを使って見方や考え方を広げるような問いかけがよいこと。

第2点目に、問題解決的な学習を児童が進められるように工夫されている。また、学習場面に応じた学び方を具体的に示しており、系統的に学習技能を身につけることができること。

第3点目に、実社会に生きる人々が多数掲載されており、実際に調べたり話を聞いたりする活動を充実させることができるところがよいこと。

以上でございます。

○**2番（中野志乃夫君）** 確かに、そういう特別に、そういう検討委員会を設けた結果、そうなったことは仕方ないかなと思います。私も何でそうなったかということで教科書を直接、十分吟味させてもらって読み比べさせていただきました。確かに東京書籍の教科書のほうが、写真とかイラストが、とりわけイラストがすごい迫力があって訴えるものがあったのは確かです。だから私も選べっていった中で、戦災変電所のことを抜きにすれば、東京書籍が選ばれてもしようがないかなと正直思いました。だから、そのことはしようがないかなと思いますが、できれば、せっかくね、それ以外、教育出版と日本文教出版ですか、実教出版と言ったのかなさっき、済みません、日本文教出版が正しいんですね。済みません、間違えました。訂正しますけど、日本文教出版が出された教科書に変電所がこうやって記述されているということは、どっかですね、これは博物館がやるのか、社会教育がやるのかわかりませんが、そういったことはどっかに必ず記述して、これだけ変電所は評価されてると、注目されてるということは生かしていただきたいなと思います。

それで、次にそういったことを踏まえてですけども、記述の問題ですね、内容の問題です。

これ実はずちの小学生が使う3年生の私たちの東大和市の記述についても、少しちょっと検討してほしい、直してほしいと思っております。つまり、当然、その中に東大和市の副読本ですから、当然ながら戦争があったころのものということで、変電所が記載されています。けれども、ここがね、これはこの記述によれば、これは爆弾で壊されてきた穴かなということで、みんなで考えましたということの表記なんですけども、確かにみんなで考えましたっていうことの問いかけだから間違いではないんですが、実はこの変電所そのものに関しての調査というのは、いわゆる耐震診断とかですね、そういったことも含めて、文化財としての調査はきちっとされてはいますが、この銃撃、いわゆる傷跡が何でできたものかっていうのがね、きちっと調べられていない現状があります。つまり、ほとんどこの過去ですね、大空襲があって、B-29による爆弾、また艦載機からの爆弾によって生じた穴だという言い方をされる方もいました。これはもう当時のね、従業員の方の証言か

らそう言われてるから、そう思ってる方も多くいたんですけども、実際に米軍のですね、いわゆるコマンドでですね、作戦指令の調査報告というのが出てまして、全部細かい記述がされてます。

つまり1945年2月17日の最初の爆撃のときに、どういう艦載機が飛んで、どういう種類の行動を行ったかが全部詳細に出てる。それを見ると、基本的には、実際この内容が正しいのかどうかかなり疑問が出てきた。また先ほどの戦争遺跡の関係にもかかわりますけど、その戦争遺跡の関係者の中で、そういう銃撃の跡とか爆弾などに詳しい専門家が何人かいて、その方が実際に東大和市の変電所に来て調査を始めてます。そうしましたら、これは絶対に爆弾の跡じゃないと、機銃の跡だと、戦闘機の機銃の跡じゃないと、こういう形に残らないということで調査がされてまして、まだ結論は出てませんが、複数、ほかの専門家からもそう指摘されました。つまり、明らかにこの穴は機銃掃射によるものであると。そうすると、2月17日と、4月24日の爆撃のときのできた傷じゃなくて、途中、4月19日でしたか、あのときに、いわゆるムスタングという戦闘機が来たときのその機銃掃射によった傷である可能性が高いんじゃないかという、現時点はそういう報告も出されてます。つまり、そのこと自体で考えれば、爆弾で受けた傷じゃないってことはほぼわかってきたということですから、その辺もちょっと記述の変更が必要じゃないかと思います。

ですから、ちょっとその辺はぜひ教育委員会でも検討していただきたいなと思います。

それと、あわせて、これは大変残念なことですけども、東大和市史の中で、303ページのところに、いわゆる赤坂トンネルというね、いわゆる武蔵村山にある、もともとはあれは貯水池をつくるためのトロッコ列車のトンネルのところですけど、そこを使っていわゆる疎開工場といいますかね、旧日立航空機が爆撃されて稼働ができなくなってきたんで、機材をそういうところに移して仕事をしようとしたということの記述の中で、これなぜかですね、東大和市の桜街道南側の日立航空機立川工場の工作機械、工場の工作機械を運び込み、日本空軍の単戦闘機のエンジンの部品をつくってたりという記述が市史に載ってしまっていました。

まず、これぱっと聞いたら普通の方、わからないと思うんですけど、当時の日本帝国軍においては空軍というのはいないんですよね。海軍の航空機部門、陸軍の航空機部門、ですからそもそも日本空軍というものは存在しなかった。しかも、単戦闘機、いわゆる陸軍の一式戦闘機、単というわけですけども——のエンジン、これも庁舎の資料を見ると、どこにも単のエンジンをつくったって記述はありません。つくったエンジンは、全て陸軍の練習機が大半でした。つまり練習機とかそういったものをつくってて戦闘機はつくってないですね、どう調べても。ところが、そういう記述が書かれていますから、ここはちょっと大幅な訂正をしないとですね、市史としてちょっとよくないなと思いますので、この訂正もぜひお願いします。

あわせて、沈黙の証言者ですね。ビデオをせっかくつくったのに、あの中でも大変残念ながら、青年学校、旧日立航空機の中で青年学校がつくられてて、その青年学校の集合写真ですっていう写真が、実は戦後の一小のところにつくられた、当時、一小っていうか、大和小学校になりますけども、つくられた戦後の青年学校の写真が載っていたことが判明して、その遺族の方からというか、自分の母親が出てるけど、日立航空機じゃなくて、青年学校に受かったけど、これおかしいと指摘をされました。つまり、あのせっかくの沈黙の証言書の中でも間違った記事、そういう写真が使われてしまったと。調べてみたら、なぜそうなったかっていったら、資料編ですよ。市史の史料編で、旧日立航空機の記述のところ、その戦後の青年学校の写真が載っちゃってるんですよ、そういう間違いがあったということです。

ですから、そういう、そういう資料編とか、そういう市史をもとに沈黙の証言者をつくってますから、当然そういう間違いが起きたということでもありますから、このことも訂正しとかなないと、間違いだと思しますので、

それらのことについての訂正はどうお考えでしょうか。

○**社会教育課長（高田匡章君）** 東大和市史の事実誤認に対する認識というところでありますけれども、市史につきましては東大和市の歴史をまとめた唯一無二のものであり、時として市史を引用して作成する刊行物等の基礎的な資料となるものであることから、より慎重な資料の収集、それから分析、執筆が要求され、正しい記述により発行されるべきものであります。

今、議員のほうから御指摘をいただきましたとおり、新たな調査や発見等により事後的に編さんのときの記述と異なる事実が判明すると、こういった場合もございます。このような場合には、調査、それから状況によっては、編さんに携わった方とかにもお話を聞くなどして、事実関係を明らかにした上で、正しい記述となるよう正誤表などを用いて適正に対応していく必要があるというふうに認識をしているところであります。

また、映像の一部に内容とそぐわない写真が使われた沈黙の証言者、こちらDVDでありますけれども、こちらにつきましては、その媒体がDVDということもあり、多少お時間を頂戴しながら、現在その対応方法について調整を行っているところであります。

以上でございます。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 小学校のほうの副読本についての記述でありますけれども、現在の副読本は、これまでの参考文献を根拠として、東大和市郷土博物館の協力を得て作成をしていったところです。今後、新しい歴史的事実として確認ができましたら、郷土博物館の協力を得て、改めて変更をしてまいりたいと考えてございます。

なお、現在の記述、こちらについては何か工夫ができるかどうかについても、今後、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○**2番（中野志乃夫君）** ぜひ、いろいろ工夫して訂正していただきたいと思います。正直な話、最初の市史のいわゆる第1巻に関しては、私も編集委員に名前を連ねてですね、その意味では、私自身もそういうところは見抜けなかったっていいですかね、間違いには気づかなかった一員でもありますし、開き直すわけじゃありませんけれども、よくある話なものですから、こういう間違いは。ただ、間違いがわかった段階で、訂正はぜひしていただきたいということでもあります。

最後に、ぜひ平和のシンボルとして、市として変電所をさらに生かすためにどうお考えなのか、市長の御所見を伺いたいと思います。

○**市長（尾崎保夫君）** いろいろとありますけれども、これからも平和のシンボルである変電所、しっかり守っていかなきゃいけないというふうに思っております。

また、間違いね、間違いというか、発見されたということなんだろうというふうに、市史の編集委員であった議員でありますから、当時はそれが正しかったということではありますが、新しい資料が出たらまたそれは違ったんだということだね、それにつきましてはしっかりと対処していかなきゃいけないというふうに思っております。これからも東大和市の平和事業を含め、歴史等も一生懸命勉強して、東大和市が世界に名がどろくように、しっかりやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

以上です。

○**2番（中野志乃夫君）** ありがとうございます。

ぜひとも戦災変電所ですね、本当に東大和市にとっては大変貴重だし、今後も本当に内外ですね、国内だけ

じゃなくて海外でもいろいろPRできる存在でもありますので、ぜひとも市の本当に積極的な活用を期待して、私の一般質問はこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時51分 延会